

# いじめ問題対応 ハンドブック

和歌山県教育委員会



## はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に関わる重大な問題であり、断じて許されない行為です。また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることから、すべての関係者が、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志を持ち、学校・教育委員会と家庭・地域とが連携して、情報を共有しながら、解決していかなくてはなりません。

県教育委員会は、子どもたちの実態を正確に把握し、いじめ等の問題行動を早期に発見するため、市町村教育委員会の協力のもと、子どもたちへのアンケート調査や各学校の取組に対するヒアリング、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や相談窓口の充実を図ってまいりました。さらに、平成24年11月に「いじめ問題対応マニュアル」を作成し、県内すべての教職員に配付しました。校内において研修を重ねるなかで、いじめの兆候をいち早く察知し、子どもからのサインをしっかりと受け止め、いじめを認知した後の具体的な対応等につなげています。

この度、いじめ問題の本質や個別具体の対応等について、教職員が一層理解を深められるよう、本冊子を作成しました。各学校においては、「いじめ問題対応マニュアル」と併せて、本冊子を活用いただくことで教職員が共通理解を図り、組織的な取組を進めることを願っています。

本県の子どもたち一人一人の安心・安全が守られるとともに、子どもたちの健やかな育ちと自己有用感が育まれ、笑顔あふれる学校生活が送れるよう、いじめ問題の解消に向けて全力で取り組むことをお願いします。

# 目次

## 1 いじめ問題対応Q & A

|     |                                    |     |
|-----|------------------------------------|-----|
| Q 1 | いじめを見つけるにはどうすればよいですか？              | P3  |
| Q 2 | いじめが見えにくいのはなぜですか？                  | P4  |
| Q 3 | 被害児童生徒への対応はどうすればよいですか？             | P5  |
| Q 4 | 加害児童生徒への対応はどうすればよいですか？             | P6  |
| Q 5 | 観衆や傍観者への対応はどうすればよいですか？             | P7  |
| Q 6 | 被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への対応はどうすればよいですか？ | P8  |
| Q 7 | いじめの三次対応（長期対応）はどのように対応していけばよいですか？  | P9  |
| Q 8 | 明らかに犯罪行為と判断できるものはどう対応すればよいですか？     | P10 |
| Q 9 | 子どもが自殺をほのめかした場合はどう対応すればよいですか？      | P11 |
| Q10 | 「ネットいじめ」に関する対応はどうすればよいですか？         | P12 |
| Q11 | いじめの未然防止にはどんな方法がありますか？             | P13 |
|     | 用語解説                               | P14 |

## 2 いじめ問題対応事例

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| 事例 1 | 部活動内で発生したいじめ問題の対応事例       | P16 |
| 事例 2 | スクールカウンセラー（SC）と協力した事例     | P18 |
| 事例 3 | 警察と連携した事例                 | P20 |
| 事例 4 | インターネット上に掲載されたいじめ問題の対応事例  | P22 |
| 事例 5 | 発達障害が原因で発生したいじめ問題の対応事例    | P24 |
| 事例 6 | スクールソーシャルワーカー（SSW）と協力した事例 | P26 |
|      | 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント  | P28 |

## 3 参考資料

|      |   |     |
|------|---|-----|
| 資料 1 | いじめの問題への取組の徹底について   | P30 |
| 資料 2 | 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について  | P34 |
| 資料 3 | いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について                                     | P38 |
| 資料 4 | 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針」等について                                  | P39 |
| 資料 5 | 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する<br>警察への相談・通報について                 | P43 |
| 資料 6 | 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び<br>学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について | P45 |
| 資料 7 | いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について                                      | P48 |
| 資料 8 | 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書の一層の強化について                                  | P54 |
| 資料 9 | 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書  | P56 |
| 資料10 | いじめの態様と刑罰法規及び事例   | P58 |

# 1 いじめ問題対応Q&A

- Q 1 いじめを見つけるにはどうすればよいですか？
- Q 2 いじめが見えにくいのはなぜですか？
- Q 3 被害児童生徒への対応はどうすればよいですか？
- Q 4 加害児童生徒への対応はどうすればよいですか？
- Q 5 観衆や傍観者への対応はどうすればよいですか？
- Q 6 被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への対応はどうすればよいですか？
- Q 7 いじめの三次対応（長期対応）はどのように対応していけばよいですか？
- Q 8 明らかに犯罪行為と判断できるものはどう対応すればよいですか？
- Q 9 子どもが自殺をほのめかした場合はどう対応すればよいですか？
- Q10 「ネットいじめ」に関する対応はどうすればよいですか？
- Q11 いじめの未然防止にはどんな方法がありますか？

## —— いじめの定義 ——

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

以上

## いじめ問題対応 Q &amp; A ①

## Q 1 いじめを見つけるにはどうすればよいですか？

**A 1** いじめの定義について教職員で十分共通理解を図るとともに、アンケート調査やチェックシートの活用、個人面談等を行いながら、児童生徒の実態をしっかりと把握し、注視することが重要です。  
(※いじめ問題対応マニュアル P2 参照)

また、教職員は、「いじめは、見ようとしないと見えない」との意識をしっかりと持って、いじめ問題と向き合うことが大切です。

## 1 いじめアンケートに係る留意点

- 定期的に複数回(アンケート、面談等を合わせて年3回以上が望ましい)実施し、児童生徒の実態をしっかりと把握する。
- アンケートを実施するには、児童生徒が素直に回答できる環境をつくる。  
(例) 児童生徒の心情が吐露できるよう配慮して無記名で実施することを基本とする。また、アンケートに回答する時間を十分確保する。回収の際は、アンケート用紙を二つ折りにさせたり、封筒に入れさせたりして、担当者に直接提出させるなどの工夫をする。
- アンケート結果については、いじめられたかどうかの有無だけをチェックするのではなく、いじめを見たことがあるか等の項目や担任への訴えなど、総合的に確認する必要がある。また、担任教員はアンケート結果の気になる点について、学年主任や生徒指導主任、管理職に報告する。

## 2 個人面談等に係る留意点

- 児童生徒の学習状況や学校生活での様子を聞き取るため、学期ごとに児童生徒との二者面談や、児童生徒及び保護者との三者面談を実施する。
- 面談の際、教職員は児童生徒や保護者の思いや訴えを十分聞き取る。聞き取った内容を必ず記録に残し、学年主任や生徒指導主任、管理職に報告する。

## 3 いじめをしっかりと認知するための留意点

## (1) 児童生徒としっかりと向き合うための感度の向上

- ・ 児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係等を観察する。  
いじめ問題対応マニュアル P 4 「児童生徒個別チェックシート」の活用
- ・ 個別面談、いじめアンケート調査等を実施する。

## (2) 情報のキャッチと組織的な対応

- ・ 担任教員、管理職、学年団、養護教諭やスクールカウンセラー、部活動顧問等が連携し、事実をしっかりと確認し、共有する。
- ・ 事実に基づいて、迅速に誠意を持って児童生徒に対応する。
- ・ 事案によっては、警察、青少年センター、児童相談所等へ連絡・相談する。

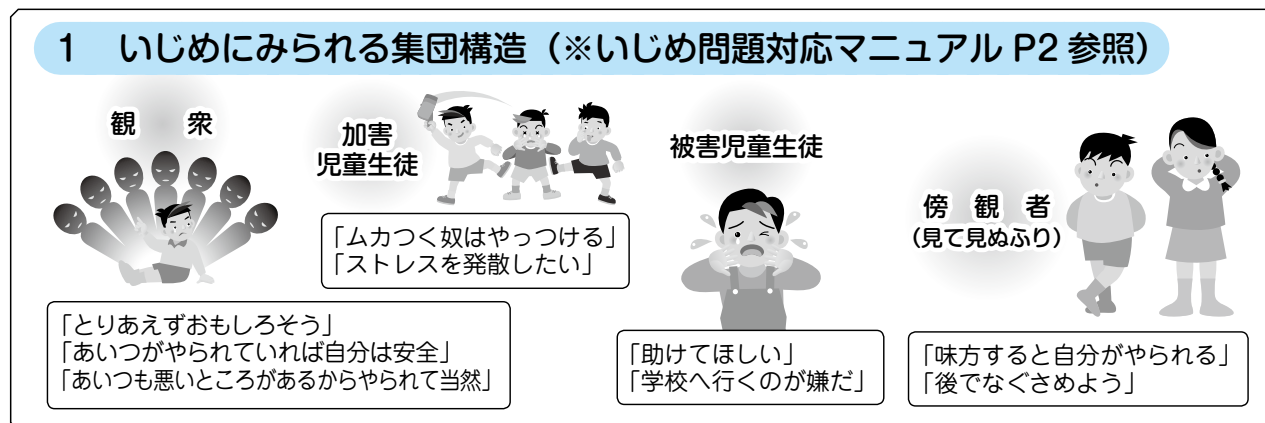
## (3) 家庭・地域との連携

- ・ 気になることを家庭(保護者)に迅速に連絡し(複数教員による家庭訪問がよい)、家庭とともに児童生徒を見守る。
- ・ 学校評議員を含め地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒の登下校等の安全を確保する。

Q 2 いじめが見えにくいのはなぜですか？

- A 2** いじめが見えにくくなる（表面化しにくくなる）理由としては、次の3点が考えられます。
- ①被害児童生徒の心理に、「親に心配をかけたくない」「恥ずかしい、かっこ悪い」などの気持ちがある。
  - ②被害児童生徒が、大人（保護者・教職員）にいじめられていることを訴えることで、加害児童生徒に「いじめをチクった」などと言いがかりをつけられ、いじめが、一層、複雑化・深刻化してしまうのではないかと恐怖心を持つ。
  - ③インターネットや携帯電話やスマートフォンの普及により、いじめの手口の巧妙化・偽装化が進み、いじめの全貌が見えにくい。

1 いじめにみられる集団構造（※いじめ問題対応マニュアル P2 参照）



2 加害児童生徒の心理を探る

加害児童生徒の心理には不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいます。いじめの背景や加害児童生徒の心理を読み取ることにより、いじめの構造や事実関係を明らかにしていく必要があります。

いじめの衝動を発生させる原因

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情 （生徒指導提要 平成 22 年 3 月 文部科学省より）

3 いじめとしっかり向き合うために

- ・絶えず被害児童生徒の立場になって、未然防止の観点から、いじめを起こさない仲間づくりに努める。
- ・教職員は事実をしっかりと確認し、被害児童生徒と加害児童生徒から聞き取った内容に齟齬がないか突き合わせる。
- ・当該児童生徒から事情を聞く際、複数の教職員で個別に対応し、聞き取った内容を正確に記録し、保存しておく。
- ・聞き取った内容については、他の児童生徒に漏れないよう細心の注意を払う。

**Q 3 被害児童生徒への対応はどうすればよいですか？**

**A 3** いかなる理由があっても、被害児童生徒の立場に立って、徹底して守り抜くという姿勢で、具体的な対応方針を示すことが大切です。

また、最も信頼関係のある教職員が被害児童生徒の話をじっくりと聞き、心のケアに努めます。

(※いじめ問題対応マニュアル P9 参照)

**1 被害児童生徒へのアプローチ**

- ①話してくれた内容について守るべき秘密は守り、必ず児童生徒を守り通すことを約束する。
- ②被害児童生徒を守るため、問題解決に必要な対応策を被害児童生徒や保護者に伝える。
- ③被害児童生徒から聞き取った内容については、周囲の児童生徒からの客観的な情報とも併せて時系列にまとめて正確に記録しておく。

**2 いじめの事実を正確に聞き取る (※いじめ問題対応マニュアル P7 参照)**

(1) 事実確認⇒非常に重要。事実確認なくして問題解決につながらない。

- ①いつ (日時)
- ②どこで (場所)
- ③誰が (直接加わった人)  
(周りで見ていた人)  
(止めようとした人)  
(その他の人)



- できごとのあらまし (いじめの概要)
- ・どのような場面で、誰からどのようなことをされたのか、正確に記入する。  
(関係する児童生徒からの聞き取りとの整合性をとる。)
- ・背景に潜んでいるものはないか、被害児童生徒の心に寄り添いながら聞き取り、正確に記録する。

(2) 被害児童生徒の心に寄り添いながら聞き取るために

- 一つひとつ確認しながら、うなずきながら話を丁寧に聞く。
- 児童生徒が訴えた言葉を繰り返しながら、時には、いじめが起きた場面を記号や矢印を使って、図示する。
- 話が混乱している時は、内容を整理して、一つひとつ確認していく。

**3 いじめ問題を複雑にする教職員の好ましくない対応**

■「いじめられている」という訴えに誠意をもって対応しない

- ・「君もグループの仲間で、仲がよい関係だろ」「遊びの延長だろ」などと発言してしまう。

■いじめの解消に消極的で被害児童生徒の安全・安心を確保しない

- ・いじめられたと訴えてきた児童生徒の方にも問題があると思ひ込み、消極的な対応をとる。

■被害児童生徒に好ましくない声かけをしてしまう

- ・「やられたらやりかえせ」「負けるな頑張り、頑張って強くなれ」といった声かけを行う。

■性急に解決しようとしてしまう

- ・事実確認が十分でない中で、被害児童生徒と加害児童生徒とを直接会わせて事実確認をしようとする。
- ・解決を急ぐ余り、聞き取った内容を、「〇〇が△△と言っていたぞ」と他の児童生徒に伝える。



**Q 4 加害児童生徒への対応はどうすればよいですか？**

**A 4** 加害児童生徒には、自分がやった言動がいじめであることをしっかり認識させ、内省を促す。さらに、被害児童生徒に与えた痛みに気付かせ、謝罪をさせるとともに、いじめは人権を侵害するばかりか、人間の尊厳を否定する行為であることを気づかせる。

(※いじめ問題対応マニュアル P10 参照)

**1 加害児童生徒へのアプローチ**

- ①「何をしたのか」「なぜそんなことをしたのか」等、加害児童生徒の言動に深く入り込み、自らを振り返らせて、いじめの背景に存在するものを十分に聞き取っていく。
- ②加害児童生徒の言い分を聞き取った上で、「理由はどうあれ、いじめは絶対許されない行為である」ことを認識させ、その行為の結果にどう向き合えばよいのかを考えさせる。
- ③加害児童生徒から聞き取った内容については、被害児童生徒から聞き取った情報だけでなく、周りの児童生徒からの客観的な情報も併せて時系列にまとめて正確に記録しておく。
- ④いじめを表面的な現象だけでとらえるのではなく、その原因を探るため、加害児童生徒の発する言葉の内面にあるイライラやむかつきに迫ったり、学校内外の友人関係や家庭環境の変化などにも留意しながら事実関係をしっかり把握する。また、当該児童生徒の保護者や関係機関との連携を密にして対応する。

**2 加害児童生徒への指導のポイント**

- ①被害児童生徒の立場に立ってよく考えさせ、内省させる。
- ②自分の行為の責任をとる方法を考えさせる。
  - ・被害児童生徒への謝罪等
- ③加害児童生徒が理解しない場合は、話し合いの機会を多く持ち理解できるまで粘り強く指導する。
  - ・悪質なものについては、学校での指導だけにとどめず、警察等への連絡・相談を行う。
  - ・小・中学校が、当該児童生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめが継続し、被害児童生徒の安全・安心が確保できないと判断した場合は、市町村教育委員会に連絡して、加害児童生徒の出席停止も考慮して対応する。
  - ・高等学校・特別支援学校高等部の生徒に対しては、特別指導の家庭謹慎指導や懲戒処分（停学、退学）を含めて、加害生徒に内省の機会を与えて指導する。
- ④加害児童生徒のグループの中にも主従関係が存在する場合があります、被害児童生徒をいじめた行為だけをもとに、指導を一括りにしないよう留意する。 (※本冊子いじめ問題対応Q&A 7参照)

※学齢児童生徒の出席停止について 学校教育法第35条、第49条（第35条準拠）

**第35条** 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - 3. 施設又は設備を損壊する行為
  - 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

## いじめ問題対応Q&amp;A 5

## Q 5 観衆や傍観者への対応はどうすればよいですか？

**A 5** いじめ問題において「観衆」は、はやし立てたり、面白がったりする存在、「傍観者」は、周りで暗黙の了解を与えて見て見ぬふりをする存在として捉えられています。

（「生徒指導提要」 文部科学省 平成22年3月より）

いじめは、周囲の児童生徒の態度によって、いじめが助長されたり、抑止されたりします。こうした児童生徒が直接いじめに関わっていない場合の対応は、学級や学年等で人権意識を高める教育や命の尊さを学ぶ機会を設けるなど、子どもの豊かな心を醸成することが大切です。

（※いじめ問題対応マニュアルP11参照）

## 1 学級の児童生徒へのアプローチ

- ①「いじめは絶対許すことができない問題である」ことを徹底して指導する。
- ②いじめの当事者（被害・加害児童生徒）以外の「観衆」や「傍観者」も、いじめを深刻化させることにつながることから、加害児童生徒と同罪であることを理解させる。
- ③学級活動やLHR等で、児童生徒がいじめ問題等について互いに考える機会を設けるなど、児童生徒の自立や他人を思いやる心の醸成を図る。

## 2 「観衆」の心理

- ①いじめをおもしろがっている。
- ②いじめの対象になりたくない。
- ③仲間はずれにされたくない。
- ④被害児童生徒への不快感を持っている。

〔観衆〕：面白がったり、はやし立てたりする児童生徒（※いじめを助長する存在）

## 3 「傍観者」の心理

- ①自分が関心を持つことにしか気が向かず、人とのかかわりに無関心
- ②「次は自分が…」との葛藤がある。
- ③正義感はあるが、いじめを抑止する力がない。

〔傍観者〕：見て見ぬふりをしている児童生徒（※いじめを暗に肯定する存在）

## 4 指導のポイント

- ①日常の取組から「観衆」も「傍観者」も加害者と同罪であることをしっかりと認識させておく。
- ②「観衆」や「傍観者」から聞き取った内容を、被害児童生徒や加害児童生徒から聞き取った内容と整合性を図ったうえで、事実を正確に記録する。
- ③「いじめは許されない行為であり、人権侵害である」ことから、いじめを見た際には、必ず教職員や保護者に伝えるよう指導する。
- ④豊かな心を育み、思いやりの心や正義感が養えるよう、道徳教材等を活用して児童生徒の心の醸成を行う。

## 5 いじめを許さない学級づくり

- ① 道徳性を育てる教育の推進
  - ・「命」を大切にする教育を推進する。
  - ・相手の気持ちや立場を思いやる心を育成する。
  - ・公共心や礼節を身につけさせる。
  - ・規範意識、マナー、モラルを向上させる。
- ② 児童会・生徒会活動や部活動の活性化
  - ・いじめ防止や解決に向けて、児童生徒の自主性や自治的能力を育む。
- ③ 保護者や地域に開かれた学校づくり
  - ・地域共育コミュニティを推進し、児童生徒を地域とともに育てていく。
  - ・ボランティア活動等をとおして、地域に貢献しようとする態度を育成する。

## Q 6 被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への対応はどうすればよいですか？

**A 6** 保護者としては、被害・加害双方とも辛い気持ちになるため、それぞれの保護者の立場に立って対応することが大切です。

保護者へ連絡する際は、事実をしっかりと把握し、指導方針を確実に理解してもらえよう、電話連絡ではなく家庭訪問をして、直接会って丁寧に説明することが大切です。

(※いじめ問題対応マニュアル P12 参照)

### 1 被害児童生徒の保護者への対応

- ①「学校は、子どもを守り、いじめの早期解決に向けて全力で取り組む」ことを伝え、保護者と連絡を密にする。
- ②家庭において、子どもが安心できる居場所となるような環境づくりを心がけてもらう。
- ③保護者が子どもの一番の理解者であることから、子どもの話をじっくり聞いてもらう。

いじめ問題への初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が十分にできなかつたりすると、話がこじれ、早期解決が困難になり、解決ができずに問題が複雑化、深刻化してしまうため、適切な対応が必要です。

また、いじめが解決した後も、被害児童生徒への対応を行い、安全をしっかりと確保することを、保護者を交えて伝え、継続的に対応していくことが大切です。

### 2 加害児童生徒の保護者への対応

- ①保護者の心理（怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安等）を十分配慮して対応する。  
無理に追い詰めると、防衛・攻撃的な態度になるため、子どものよさを認めることや親の気持ちをくみとりながら対応する。
- ②事実関係を正確に伝える。憶測で話したり、問題と直接関係のないことまで話を広げない。
- ③学校の方針（被害児童生徒への謝罪、今後の対応方法等）を示し、具体的な助言を行う。
- ④加害児童生徒が自分の「非」に気づき、自省し、改心して学校生活が送れるよう、教職員と保護者が共同して指導・支援する。

加害児童生徒が、「以前、いじめられたからお互い様だ」「いじめられる方に原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」など、いじめの非を認めない場合、一番傷ついているのは、いじめられている被害児童生徒であり、第一義に当該児童生徒を安心させることを優先させることを加害児童生徒やその保護者にしっかりと伝え、保護者と協力することはもとより、警察等の関係機関に相談するなど、問題解決に向けて取り組むことが大切です。

加害児童生徒やその保護者の言い分については、現時点で進行しているいじめの事案を解決してから、後に話し合いを持つようにすることがスムーズな解決につながります。

**※日頃からすべての児童生徒及びその保護者との信頼関係づくりをしておくことが、問題が起きた際の早期解決への方策につながります。**

**Q 7 いじめ問題の三次対応（長期対応）はどのようにしていけばよいですか？**

**A 7** いじめ問題の対応の仕方によっては、被害児童生徒が別の児童生徒に変わる場合もあり、解決したと思っても、引き続き、児童生徒の人間関係を注視する必要があります。  
また、被害児童生徒や保護者の心の傷を癒すために、学校は当該児童生徒の安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒を継続的に観察し、保護者への連絡を密にすることが重要です。

**1 いじめ問題の長期的な対応**

- ①いじめの当事者を含めた集団全体への働きかけや、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度を示すとともに、継続的な指導・支援を行う。
- ②被害児童生徒の精神的安定や心の回復のために、当該児童生徒を把握している担任教員や学年団の教職員、生徒指導部主任や養護教諭等が、スクールカウンセラー等とも連携し、当該児童生徒を組織的に見守る。
- ③いじめ問題の未然防止のために子ども同士の間関係づくりやコミュニケーション能力を高めたり、児童会・生徒会の活性化を図るとともに、地域と連携した取組やボランティア活動に参加することで、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることにつなげていく。

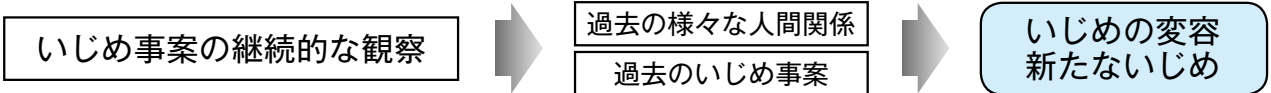
**2 いじめの変容と留意点について**

いじめは形を変えながら、繰り返される場合がある。

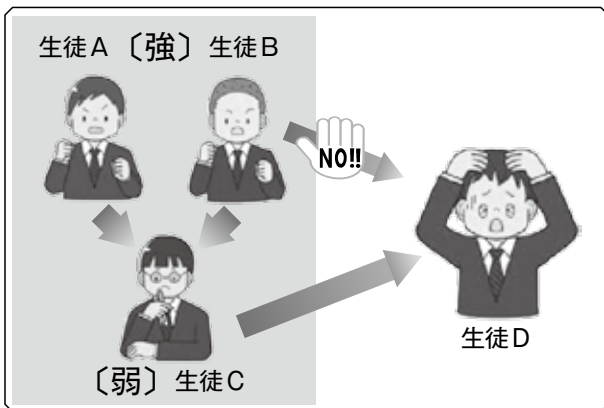
- ①いじめの構造・態様 ⇒ 複雑化したり、深刻化したりする。
- ②いじめに係る人間関係 ⇒ いじめる対象が変わったり、立場が逆転したりする。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」

**(1) いじめが消失したと思っても、継続的に観察する**

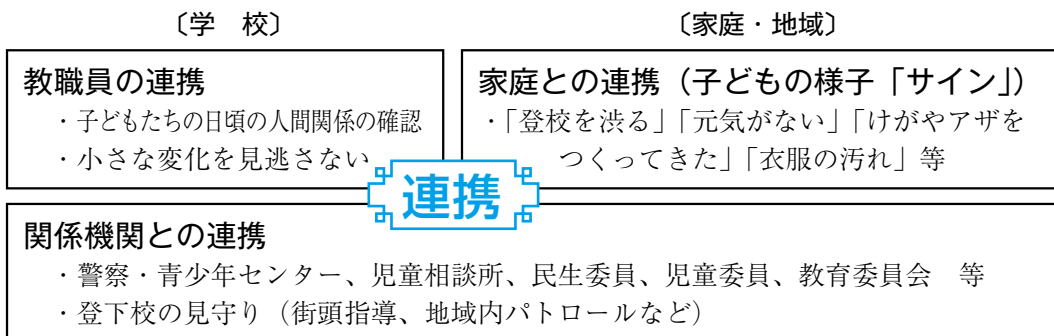


**(2) 加害児童生徒と被害児童生徒の関係が複雑で、いじめが見えにくい構造**



- ・生徒A、B、Cのグループで、A、Bは強く、Cは弱い立場にある。
- ・生徒Cは、Dをいじめたくないが、A、Bに強要されるまま、Dをいじている。
- ・生徒A、Bは直接Dに手をかけていないため、CだけがDをいじているように見える。
- ・生徒CもA、Bからいじめを受けている被害生徒である。生徒Dは、A、B、Cの関係を知っていても、Dはこのことを誰にも言わない。こうした構造は、教職員（大人）から見えにくく、Cだけを指導対象にしてしまうと、Cに過重な負担をかけることになり、命に関わる重大な事案となることがある。

**(3) さまざまな方面から多面的に情報を収集する (※いじめ問題対応マニュアルP12・13参照)**



**Q 8 明らかに犯罪行為であると判断できるものについてはどう対応すればよいですか？**

**A 8** 明らかに犯罪行為であると判断した事案については、児童生徒の安全を守るためにも警察等の関係機関に通報することが必要です。

加害児童生徒や被害児童生徒等から事実関係をしっかりと聞き取り、「社会で犯罪行為にあたることは学校でも同じように扱う」ことを伝え、当該児童生徒及びその保護者に、警察等の関係機関に通報することを伝えます。

**1 警察等関係機関との連携**

- ① 暴行、傷害など重篤な事案については、犯罪行為であり、警察等の関係機関と相談しながら、対応について協議する。学校は、重篤な事案に至る前に、警察等の関係機関に相談することが大切です。
- ② 警察等の関係機関に連絡した場合においても、学校は、関係機関に一任するのではなく、その後の対応等について、当該の保護者にも丁寧に説明するとともに、関係機関と密に連絡を取る。

**2 いじめと刑法との関係**

(※詳細については、本冊子「3 参考資料」P58、59 参照)

| いじめの態様  | 刑 法 等                          |
|---|--------------------------------|
| 暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする<br>(13歳未満には、暴行や脅迫がなくても該当)                            | 強制わいせつ罪 刑法 第176条               |
| 水や泥をかける 叩く 殴る 蹴る 小突く 物をぶつける<br>胸ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る／切る つねる<br>プロレスごっこの強要 | 暴行罪 刑法 第208条                   |
| 上記の行為等により、けがを負わず 火を押しつける  | 傷害罪 刑法 第204条                   |
| 言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す   | 脅迫罪 刑法 第222条                   |
| 人が嫌がることを強要する(裸になることを強要する等)  | 強要罪 刑法 第223条                   |
| インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する   | 名誉毀損罪 刑法 第230条<br>侮辱罪 刑法 第231条 |
| 他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる  | 窃盗罪 刑法 第235条                   |
| 金銭や物品を要求する  | 恐喝罪 刑法 第249条                   |
| 持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る 服を汚す  | 器物損壊罪 刑法 第261条                 |
| 裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する<br>裸の写真をメールで送信する／インターネット上に掲載する                          | 児童ポルノ禁止法違反                     |

**3 きのかに学校警察相互連絡制度の活用**

(※本冊子「3 参考資料」P54～57 参照)

- この制度は、児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止並びに安全確保に関し、学校と警察が連携・協力を図ることにより、21世紀をたくましく生きていく児童生徒の健全育成を図ることを目的として、和歌山県教育委員会及び和歌山県警察本部が、平成17年3月3日に結んだものです。
- 特に、学校から警察署へは、児童生徒の非行や問題行動及びこれらによる被害の未然防止や児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のために、警察署との連携が必要と認められる事案について、相談段階から活用できる制度です。

**Q 9 子どもが自殺をほのめかした場合はどう対応すればよいですか？**

**A 9** 死にたくなるほど辛い、苦しい状況なのだという訴えにしっかりと耳を傾け、子どもの変化の背景にある意味を一つ一つ丁寧に理解し、子どもの心に寄り添います。  
 さらに、子どもの安全を確保するとともに、その保護者にも連絡を入れ、家庭においても子どもを一人にしないよう、注意深く観察しながら見守るよう伝えます。

**1 TALKの原則** 「教師が知っておきたい子どもの自殺行為」 平成21年3月 文部科学省より

(1) **Tell**：言葉に出して心配していることを伝える

(例)「死にたいくらい辛いことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ」

(2) **Ask**：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

(例)「なぜ死にたいと思ってしまうの？」

(3) **Listen**：絶望的な気持ちを傾聴する

- ・死を思うほどの深刻な問題を抱えた子どもの場合、徹底的に聞き役にまわって信頼関係を築く。
- ・他者との信頼関係を持ってない子どもは、助けを求めたいのに救いの手を避けようとしたり拒否したりするなど矛盾した態度や感情を表すため、目先の言動に振り回されず、しっかり受け止める。

(4) **Keep safe**：安全を確保する

- ・危険と判断したら、まず一人にしないで寄り添い、他からも適切な援助を求める。

**2 教職員が対応する際の留意点**

(1) 一人で抱え込まない

- ・報告・連絡・相談を徹底し、情報が途切れることがないようにする。
- ・必ず組織的に対応し、多くの目で子どもを見守る。

(2) 子どもとの関係を切らずに、継続的に支援

- ・子どもを不安にさせないように、継続的な支援を行い信頼関係を築いていく。

(3) 「秘密にしてほしい」という子どもへの対応

- ・一人だけで見守っていくような対応に陥らない。⇒管理職等への報告・連絡
- ・保護者にどう伝えるかを他の教師と相談する。

(4) 手首自傷（リストカット）への対応

- ・本人の苦しい気持ちを理解して、誠意をもって丁寧に話を聞く。
- ・あわてず、慎重に対応し、スクールカウンセラーや医療機関等の関係機関につなげる。また、その旨を事前に保護者に連絡する。

**3 まとめ**

子どもの救いを求めるサインを的確にとらえ、自殺の危険性を考慮しながら、正面から向きあって真剣にかかわっていく。

〔学 校〕 + 〔家庭・地域〕 + 〔関係機関〕

・教職員の十分な情報共有  
 ・きめ細かな指導と支援



子どもからのサインの認知

家庭・地域と連携して見守る



・警察  
 ・青少年センター  
 ・児童相談所  
 ・医療機関



学校・家庭・地域・関係機関が子どもを守るという視点で連携協力する

**Q10 「ネットいじめ」に関する対応はどうすればよいですか？**

**A10** 携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、児童生徒にとっては、インターネット上の書き込み等が身近ないじめの手段となっています。

「ネットいじめ」については、日頃から児童生徒の情報モラル向上を図る取組が重要ですが、児童生徒がよく利用するサイト等を定期的に監視したり、ネットパトロールにより報告され指導を行った児童生徒の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を経過観察したりすることも、「ネットいじめ」の早期発見のために効果的です。

もし「ネットいじめ」があった場合には、以下に示すポイントを踏まえて指導を行うことが重要です。  
 (※いじめ問題対応マニュアル P13 参照)

**1 「ネットいじめ」における基本的な指導**

- ①インターネット上への誹謗中傷の書き込みは、人権侵害にあたる行為であり、犯罪となることを毅然とした態度で指導する。
- ②被害の拡大、事実確認前のデータ抹消を防ぐため、迅速に対応する。
- ③被害児童生徒や関係する児童生徒からの聞き取りだけでなく、パソコンや児童生徒が所有する携帯電話・スマートフォン等の実際の画面を確認しながら指導する。(データの保存)
- ④児童生徒にインターネットの利用マナーやモラルについて指導するとともに、保護者に対してもフィルタリングの設定や家庭でのルール作り等を周知徹底する。

**2 掲示板等へ書き込まれた誹謗中傷の一般的な削除方法の流れ**

※対象となる掲示板等により削除方法が異なるので、サイト内の利用規約等を確認すること。

ネットパトロールによる「ネットいじめ」の発見、児童生徒・保護者等からの相談  
 ※内容によっては警察への相談も検討する。

**書き込み内容の確認**

- 掲示板等のアドレスの確認と記録
- 書き込み内容の保存（プリントアウト等）
- ※携帯電話の場合は、プリントアウトが困難なため、画像をデジタルカメラで撮影する。

**掲示板等の管理者への削除依頼（内容によっては証拠保全の依頼）**

- 管理者への連絡方法（専用フォーム、メール）の確認
- 利用規約等を確認の上、削除（及び証拠保全）を依頼
- ※学校等の公的なパソコン（メールアドレス）を使用。依頼者としての個人名等は記さない。

**掲示板等のプロバイダに削除依頼（管理者が対応してくれない、連絡先が不明等の場合）**

- 掲示板等のサービスを提供しているプロバイダへ削除依頼
- ※メール送信だけでなく、FAX や依頼文書の送付等、複数の手段で対応する。

**その他**

- 掲示板等によっては、削除依頼が公開され、被害拡大を招く可能性もあるため、やむなく放置することもインターネット利用における 1 つの判断となっている。
- SNS に関する対応については、**本冊子 P22、23 を参照。**
- 各種相談窓口（県学校指導課以外）
  - ・インターネット・携帯 違法・有害情報相談センター(総務省支援事業) 03-5644-4800 <http://www.ihaho.jp/>
  - ・和歌山県警察サイバー犯罪対策室 <http://www.police.pref.wakayama.lg.jp/cyber/cyber-main.html>

**Q11 いじめの未然防止にはどんな方法がありますか？**

**A11** いじめの未然防止については、道徳教育の充実、児童会・生徒会活動の活性化、学級活動（ホームルーム活動）を柱とした集団・仲間づくりなどがあげられます。また、日頃からスクールカウンセラー等と連携して、ケース会議等を開き、情報交換をすることも効果的な方法と考えます。

**1 学校で行う未然防止への4つの窓**

**(1) 教職員から児童生徒へのアプローチ**

○児童生徒の実態把握と居場所づくり等

- ・アンケート調査、面談、生活ノート
- ・学校行事や部活動の活性化、日頃からの積極的な声かけ

- ・児童生徒にしっかり向き合う
- ・小さなサインを見逃さない意識の高揚
- ・きめ細かな丁寧な指導
- ・教職員間の情報共有

望ましい人間関係づくり

**(2) いじめを許さない学校・学級づくり**

○道徳教育の充実、学級活動、LHR等の積極的活用

- ・児童生徒同士による良好な人間関係づくり
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という意識の醸成
- ・道徳性（公共心・礼節・思いやり）を育てる教育

- ・児童会・生徒会活動の活性化
- ・ボランティア活動への積極的な参加
- ・あいさつの励行、規範意識、マナー・モラルの育成
- ・異年齢集団による活動
- ・コミュニケーション能力の育成と自己有用感、他を思いやる心の醸成

**(3) 環境整備・教職員のスキルアップ**

○児童生徒の心のケア

- ・相談室等の活用、相談体制づくり
- ・定期的な情報交換会やケース会議の実施（管理職と教職員、スクールカウンセラーとの情報共有、組織的対応）
- ・教職員の人権に対する意識の向上
- ・「いじめ問題対応マニュアル」等に基づく校内研修

**(4) 教職員から家庭・関係機関へのアプローチ**

○家庭・関係機関との連携

- ・「地域共育コミュニティ」等、保護者や地域との連携の推進
- ・相互協力、開かれた学校づくりの推進
- ・保護者への丁寧な説明（説明責任）
- ・家庭訪問等、定期的な連絡

**2 県のサポート体制**

**(1) 未然防止**

○道徳教育の充実

- ・和歌山県版の道徳教材（「和歌山県版道徳読み物資料集」）を小・中学生へ配付し、積極的に活用する。

○ピアサポート活動（P12（注1）参照）等の推進

- ・子ども同士が支え合い、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための教職員研修の必要性

**(2) 児童生徒の心のケアと生活環境の改善**

○スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの積極的活用

※学校主体で取り組むことを基本とする。校内の教育相談体制を確立する。

**(3) 学校への支援体制の充実**

○学校サポートチーム

- ・弁護士、臨床心理士、警察関係者、教育関係者等で構成
- ・児童生徒に係る重大かつ深刻な問題行動等、解決困難な事業について学校に指導・助言や支援

○スクールサポーター

（学校をサポートする体制：県警少年課）

・少年サポーター

⇒非行防止教室等を実施し、児童生徒の規範意識を向上させる。

・学校支援サポーター

⇒暴力行為や校内徘徊等問題行動を抱える学校に配置し、学校環境を整え、落ち着いた状態で学習できるよう、当該児童生徒へ指導・助言等を行う。



## 《用語解説》

| 掲載ページ  | 用語             | 解説   |
|--|----------------|--|
| (注1) P11<br>P16  | ピア・サポート活動      | 「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。<br>児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支え合う関係をつくるためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。                   |
| (注2) P16   | グループエンカウンター    | 「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。<br>グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級づくりや保護者会などに活用できます。    |
| (注3) P16   | ソーシャルスキルトレーニング | 様々な社会的技能を、トレーニングにより育てる方法です。<br>「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。<br>発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用されています。  |
| (注4) P16   | アサーショントレーニング   | 「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。 |
| (注5) P24   | エンパワーメント       | 個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールすること。   |
| 参考・引用文献<br>『生徒指導提要』平成23年3月 文部科学省<br>『高等学校における特別支援教育推進のための実践資料集』<br>平成23年3月 和歌山県教育庁学校教育局学校指導課 |                |  |

## ※教育相談に必要な人間関係を養うための新たな取組について

上記にあげる教育相談に必要な人間関係を養うための新たな取組は、生徒指導にもつながる手法と捉えて実施します。

実施にあたっては、各学校での教育活動の特質を考慮し、教職員やスクールカウンセラー等と連携して、授業の中で実施したり、授業以外の活動として実施するなど、児童生徒にとって有効な手立てとなるよう工夫を凝らして行うことが望ましい。

## 2 いじめ問題対応事例

- 事例1 部活動内で発生したいじめ問題の対応事例
- 事例2 スクールカウンセラー（SC）と協力した事例
- 事例3 警察と連携した事例
- 事例4 インターネット上に掲載されたいじめ問題の対応事例
- 事例5 発達障害が原因で発生したいじめ問題の対応事例
- 事例6 スクールソーシャルワーカー（SSW）と協力した事例

## 1. 事例の概要

□被害生徒：中学校2年生男子 A

3学期の半ば、生徒Aがサッカー部顧問に相談をもちかける。放課後、顧問が生徒Aを別室に招いて話を聞いたところ、「1年生の9月頃から、同部員の生徒GやH、Iから殴る蹴るなどの暴力を受け、もう耐えることができない」と訴えた。

顧問は、この問題を部内のこととして抱え込まず、多くの教職員と連携して迅速に対応を進めた。

## ★ポイント

- 児童生徒との関係づくり
- 児童生徒からのサイン
- 組織的な対応
- 情報共有

## 2. 取組の経過

生徒Aから相談を受けた顧問は、すぐに担任教員、学年主任、生徒指導主任に事案を報告。学年主任・生徒指導主任が管理職に報告し、教職員が連携して早急な対応を開始した。

- ①顧問は、生徒指導部の教職員とともに、サッカー部の生徒から、加害生徒G、H、Iを含む全部員から、それぞれ個別に事情を聞いた。
- ②加害生徒たちは、今回の事案を重大なこととしてとらえておらず、生徒Aの気持ちをまったく考えていないことが判明した。
- ③事情の聞き取りをした後、関係教職員で確認し、共通理解を図った。その後、加害生徒の保護者に事案の説明、学校の指導方針を伝えた。（保護者会等の開催を検討）
- ④学年主任、担任教員（複数で対応）は、被害生徒Aの自宅を訪問し、本人と保護者に対して「学校全体として責任を持って今回の事案に対応し、Aを守っていきます」と伝えた。
- ⑤加害生徒に対して、「今までの行動は理由の如何を問わず、絶対に正当化できないこと」「Aが『学校に来たくない』と考えるほど精神的に追い込まれていたこと」など、被害生徒Aの気持ちや心情を考えさせながら指導していった。
- ⑥被害生徒Aの心のケアを図るため、スクールカウンセラーと連携しながら対応した。
- ⑦加害生徒G、H、Iが、なぜ被害生徒Aをいじめたのかを考えさせるとともに、教職員がその原因を分析した。
- ⑧指導の中で加害生徒たちは、自分たちの非を認め、徐々に反省の気持ちを持ち始めた。
- ⑨加害生徒G、H、Iは、被害生徒Aに心から謝罪し、サッカー部員が一体となり、部活動を続けていくことを誓った。

## ★指導の際の留意点

「いじめ問題対応マニュアル」

P 6・7

- 4 組織的に動く（24時間以内の動き）
- ◇いじめの情報のキャッチと一次対応
- ◇いじめの事実を正確に聞き取る

「いじめ問題対応マニュアル」

P 9・10・12

- 4 組織的に動く（24時間以内の動き）
- ◇被害児童生徒に対して
- ◇加害児童生徒に対して
- ◇当該児童生徒の保護者に対して

「いじめ問題対応マニュアル」 P 3

2 いじめを防ぐ

2 いじめの未然防止に向けた取組

### 3. 事例から学ぶ

#### (1) 組織的かつ迅速な対応

- 一部の教職員だけでなく、多くの教職員と連携して迅速かつ適切な対応をしていく。
- 事実を確認できたその日のうちに、双方の保護者に対し、学校の指導方針を説明し、協力を求める。

#### ■組織としての指導方針

⇒教職員の共通理解、具体的な連絡体制や対応方法について、迅速かつ的確な初期対応の検討

#### (2) 部活動におけるいじめ防止のポイント

- 顧問がいじめを発見できなかった点、いじめを見ていた他の部員が教職員に相談するなどの具体的な行動をとらなかった点を踏まえ、日頃から、顧問は、積極的にすべての部員に声かけや面談等をしたり、ミーティング等で部員同士の考え方を共有させたりするなど、望ましい人間関係を築いておく。

#### ■人間関係づくり

⇒「部活動ノート」などの活用  
⇒コミュニケーション力の育成

#### (3) 社会性の基礎を養う計画的な取組

- 加害生徒には、自分たちが行った行為の重大さについて気づかせ、責任をとらせる。

#### ■いじめを許さない集団づくり

⇒いじめは人権侵害であることに気づかせ、相手の気持ちを考えて行動出来るように育成する。

### 4. 部活動を指導する際の留意点

部活動は、異年齢の集団であり、先輩・後輩の関係や運動の得手不得手など、さまざまな人間関係のなかで行われているため、いじめにつながる可能性が高い。そのため、顧問は、部活動のみならず、普段の学校生活においても注意深く観察し、担任教員、学年主任等と情報の共有を図ることが必要である。

#### (1) 生徒（部員）同士が非常に密接な関係である

生徒同士が公私の区別なく、密接な人間関係になり過ぎて、あつれきを生む可能性がある。

#### (2) 競争的な関係である

部活動では「レギュラー争い」など、部員間での競争が当然のこととして起こり得る。

本来的には、仲間との競争が自己を切磋琢磨し、自分をより高めるためのよい環境となる一方で、過度の競争により、部員に「勝ち組」と「負け組」という意識をつくり出すことも考えられる。

#### (3) 目標や結果を共有する関係である

部活動では、「一人の失敗は、全体の失敗である」といった負の結果を共有することがある。これは、通常、よりよい集団づくりに作用することが期待できる一方で、部員の中には負の結果を共有することができず、失敗した生徒に対するからかい、嫌がらせや批判が生まれ、いじめの引き金となることがある。

## 1. 事例の概要

□被害生徒：中学校2年生女子 B

生徒Bは中学校で吹奏楽部に所属している。  
真面目な性格で、責任感が強く、顧問から部長を任されていた。

部員の構成は、2年生6名、1年生7名の計13名で、生徒Bは部長として、「部員をチームとしてまとめなくては行けない。」という思いから、他の部員に厳しい言葉を投げかけるため、部内の反発を買い、孤立状態に陥った。

ある日、生徒Bは当該中学校に来ていたスクールカウンセラー（以後、SC）に、自分の辛い思いを吐露したことから事実が判明した。

## ★ポイント

- 児童生徒との関係づくり
- 児童生徒からのサイン
- 組織的な対応

## 2. 取組の経過

生徒Bから相談を受けたSCは、生徒Bの気持ちに寄り添い、辛い思いを共感するとともに、生徒Bを守ることと、問題解決に向けて取り組むことを約束した。

- ①状況を聞いたSCは、問題解決に向けて早急に対応することが必要であることを生徒Bに伝え、了承を得た後、すぐに、相談内容を担任教員及び顧問に報告した。
- ②SCから報告を受けた担任教員と顧問は、1・2学年団合同で対策チームを組み、いじめに関わった当該生徒に対し、個別にかつ同時に事実確認を行ったところ、2年生3名が中心となって、生徒Bを無視するよう、他の部員に指示していることが明らかになった。
- ③1・2学年団全体で指導を行い、顧問を中心に、生徒Bの立場や思いを伝えたことにより、部員たちも自分のした行為の非を認め、生徒Bへの謝罪の意思を表明した。
- ④いじめに関係した部員全員からの謝罪により、生徒Bも自分の言動が不満の引き金になったことを詫言じた。
- ⑤SCは、後日、関係した生徒に対し、個別に自分たちの行為の振り返りや今後の行動について、個々の思いを聞き取り、カウンセリングを行った。
- ⑥生徒Bに対して、SCは、カウンセリングを継続し、担任教員や顧問と連携を取りながら、その後の状況の確認や心のケアを行っている。

## ★指導の際の留意点

「いじめ問題対応マニュアル」

P 6・7

- 4 組織的に動く(24時間以内の動き)
- ◇いじめの情報のキャッチと一次対応
- ◇いじめの事実を正確に聞き取る

「いじめ問題対応マニュアル」

P 9・10・12

- 4 組織的に動く(24時間以内の動き)
- ◇被害児童生徒に対して
- ◇加害児童生徒に対して
- ◇当該児童生徒の保護者に対して

「いじめ問題対応マニュアル」 P 3

2 いじめを防ぐ

2 いじめの未然防止に向けた取組

### 3. 事例から学ぶ

#### (1) スクールカウンセラー（SC）の役割

- 児童生徒に対する相談・助言
- 保護者や教職員に対する相談
- 教職員や児童生徒への研修や講話
- 相談者への心理的な見立てや対応
- ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- 事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

#### ■校内における役割の明確化

⇒いじめ問題におけるSCの役割を明確化し、情報共有しながら、児童生徒、保護者及び教職員の心のケアに努める。

### 4. スクールカウンセラー（SC）との連携

#### (1) SC等を活用したいじめ対策例

##### ○教職員のカウンセリングマインドの育成

教職員のカウンセリング能力の向上 ⇒ カウンセリングの計画 ⇒ カウンセリングの実施  
 （SCによる校内研修会の実施） （年・週単位で設定） （SCによる支援）

##### ○いじめの早期発見

いじめ発見 ⇒ チーム招集・対応協議 ⇒ 関係職員を含めた調整会議 ⇒ 個別カウンセリング  
 （SCによる見立て） （情報の共有・役割分担） （心のケア）

#### (2) いじめ対策に学ぶSCの活用例

##### (ア) いじめの予防段階でのSCの具体的な活動

##### ○活動の広報

- ・思いやりの心や他者を大切にする姿勢を日常の活動で伝達  
 （相談室だより、学校行事、集会、面接などの機会をとおして）
- ・日々の生活の中で、思いやりの心などを育てる機会を意図的に設定

##### ○校内研修等

- ・生徒の人間関係づくりのスキルアップのため、グループエンカウンター（P12（注2）参照）ソーシャルスキルトレーニング（P12（注3）参照）・アサーショントレーニング（P12（注4）参照）等を紹介
- ・ピア・サポート活動（P12（注1）参照）・グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等の実践をとおして、児童生徒の豊かな人間関係づくりにつなげる。

##### ○校内相談体制の充実

- ・「気になる子」の情報を早めに共有できるシステムの構築  
 （相談システム、教育相談部会、生徒指導委員会、雑談など）
- ・管理職を中心とした情報共有の場の定期的な設定とシステム化

##### (イ) いじめ問題介入段階でのSCの具体的な活動

- ① 専門的立場から対応や役割をアドバイス
- ② 被害者に全面的に寄り添い、話をよく聞き、安心感を与える。
- ③ 解消に向けて保護者と連携
- ④ 加害児童生徒へのケア

##### (ウ) いじめ問題解消後のSCの具体的な活動

- ① 解消後も被害児童生徒のケアを長期的に継続
- ② 継続的に加害児童生徒もケア
- ③ 必要に応じて、関係機関につなげる。

※教職員が軸となり、SCと連携しながら問題解決に向けて取り組むことが肝要

## 1. 事例の概要

□被害生徒：高等学校2年生男子 C

生徒Cは元々、コミュニケーションを取るのが苦手な生徒である。新学期を迎え、クラス替えがあったが、うまく友だちづくりができないまま学校生活を送っていた。

5月下旬頃、同クラスの生徒Jから「新しいゲームを買ったので一緒にやろう」と声をかけられ、4～5人のグループで遊ぶようになったが、友だち付き合いの苦手な生徒Cはその中でうまく馴染めず、「お前ちゃんとしゃべれよ」「どんくさいな」などの悪口を言われるようになった。また、ゲームが白熱していくなかで、負けた者が肩パンチをされたり、金銭を要求されたりし始めた。

しかし、生徒Cは仲間から抜け出すことができないまま1学期末の三者面談を迎えた。

三者面談で、担任教員は、生徒Cの成績がかなり下降していたため、母親に家庭の様子を聞いたところ、「部屋にこもることが多く、話をする機会も少ないので・・・」とのことだった。

担任教員は、生徒Cは学校でもおとなしく、あまり話をしないし、以前より元気がなくなってきていることが気がかりであることを母親に伝えた。

2学期の始業式を迎え、「登校したくない」と生徒Cは母親に訴え、不登校の状態になった。

## ★ポイント

- 児童生徒との関係づくり
- 児童生徒からのサイン
- 児童生徒の実態把握

## 2. 取組の経過

母親からの連絡を受けて、担任教員と養護教諭が家庭訪問をして、両親を交えて本人から事情を聞いた。

- ①始めはなかなか話をしようとしなかったが、そのうち「生徒Jら4～5人の生徒から暴力を受けたり、金銭を要求されたりしている」ことを訴えた。
- ②学校は、早急に対策チームを編成し、管理職の指示を受けながら、担任教員・養護教諭は被害生徒Cから、生徒指導部を中心に加害生徒Jら5名から事情を聞いた。
- ③事情確認の中から、暴力や金銭の要求があったことが判明したため、警察に相談した。
- ④学校の対策チームは警察と連携して、被害生徒及びその保護者から事情を聞いた上で、その事実にもとづき、加害生徒やその保護者に事実確認を行った。
- ⑤加害生徒及びその保護者は、事実は認めたものの、あくまでも友だち同士のあそびやからかいの範囲で、いじめではないと主張した。
- ⑥警察から加害生徒と保護者に対し、今回の行動は、傷害罪、恐喝等の犯罪行為にあたることを伝えたところ、ようやく事態の重大さを理解し、被害生徒及び保護者に対し謝罪した。

## ★指導の際の留意点

「いじめ問題対応マニュアル」P6・7

- 4 組織的に動く(24時間以内の動き)
- ◇いじめの情報のキャッチと一次対応
- ◇いじめの事実を正確に聞き取る

「いじめ問題対応マニュアル」  
P9・10・12

- 4 組織的に動く(24時間以内の動き)
- ◇被害児童生徒に対して
- ◇加害児童生徒に対して
- 組織的な対応
- 情報共有

- ⑦生徒Cは、しばらく登校を拒んでいたが、その後、担任のはたらきかけ等により学校に復帰することができた。
- ⑧学校は、いじめに対する認識を高め、規範意識を向上させるため、警察官OBの学校支援サポーターを講師に講演会を実施し、「いじめを許さない学校づくり」に向けて啓発活動を展開した。

### 3. 事例から学ぶ

#### (1) 関係機関等と連携する

- いじめ事案に対して、校内での対応において深刻な事案にならないために、事前に関係機関等との連携を図り、早期発見や早期対応に努める。
- 児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合や被害を受けている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、早期に警察、青少年センターに相談、連携して対応する。



#### ■ 関係機関等との連携

⇒日頃からの連携が未然防止につながり、深刻な事案が発生した際の連携につながる。

#### (2) 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ①学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行なっているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し警察と連携した対応を取ることが重要
- ②いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要

### 4. 関係機関等との連携（※「いじめ問題対応マニュアル」P13）

問題解決に向けて関係機関とつながる。

| 状 況  | 関係機関  |
|--|---|
| 「いじめの対応方針について相談したい」<br>「いじめの指導方針や解決方法について相談したい」<br>「子どもや保護者への対応方法を相談したい」 | 市町村教育委員会・教育支援事務所<br>県教育センター学びの丘<br>県教育委員会<br>警察、青少年センター |
| 「いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している」  | 警察<br>青少年センター   |
| 「いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている」  | 医療機関、警察、青少年センター   |
| 「いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である」   | 児童相談所<br>県教育センター学びの丘<br>スクールカウンセラー                      |



## 1. 事例の概要

□被害生徒：高等学校1年生男子 D

生徒Dは、高校に入った際、スマートフォンを購入してもらい、数人のグループでチャットをして楽しんでいた。

ある朝、ホームルーム終了後、担任教員は生徒Dから相談をもちかけられた。相談の趣旨は、「自分を隠し撮りした画像が、自分の加入していないSNSのグループチャットに掲載され、からかわれている」という内容であった。

担任教員は、早速、生徒指導主任と管理職に報告した。管理職は、県教育委員会に連絡し、ネットパトロールを要請した。

## ★ポイント

- 児童生徒からのサイン
- 組織的な対応
- 情報共有
- 関係機関との連携
- ネットパトロール

## 2. 取組の経過

- ①ホームルーム終了後、担任教員は生徒Dの相談を丁寧に聞き、グループチャットのメンバーと思われる友人を確認するとともに、生徒の不安感を和らげるよう対応した。
- ②すぐに、管理職に報告するとともに、自身がSNSに関して知識が乏しいため、情報モラルに関する研修を受講している生徒指導主任に相談した。
- ③生徒指導主任がネットパトロール担当者や当該教育委員会担当者を確認し、SNSのグループチャット機能について理解を深め、担任教員と他の生徒指導部教員に伝えた。
- ④関係する生徒のうち、スマートフォンを持参している生徒Eを呼び、生徒Dの訴えを話した上で、当該児童生徒及びその保護者の了解を得た上でグループチャットの内容を担任教員等で確認し、書き込み内容をデジタルカメラで撮影した。
- ⑤生徒L、Mを呼び、生徒Dの訴え及び生徒Kのスマートフォンでの事実確認を伝え、画像掲載や誹謗中傷コメントの記載に至った動機等を丁寧に聞き取った。
- ⑥「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、ネット上の軽はずみな行為が、どれだけ相手を深く傷つけることになるかを論じた。さらに、自分たちの行為を反省させ、謝罪するように導いた上で、保護者と登校するように指示した。
- ⑦生徒D、K、L、Mのそれぞれの保護者にこれまでの経過を説明した。

## ★指導の際の留意点

「いじめ問題対応マニュアル」P6・7

4 組織的に動く（24時間以内の動き）

◇いじめの情報のキャッチと一次対応

◇いじめの事実を正確に聞き取る

「いじめ問題対応マニュアル」

P9・10・12

4 組織的に動く（24時間以内の動き）

◇被害児童生徒に対して

◇加害児童生徒に対して

◇当該児童生徒の保護者に対して

「いじめ問題対応マニュアル」

P13

■ 参考資料

◇いじめ等に関する相談窓口

- ⑧K、L、Mの保護者に生徒のスマートフォンを確認してもらい、同意の上、画像等を消去させ、チャットグループから退出させた。
- ⑨生徒Dとその保護者に、経過を説明した上で、生徒K、L、Mに謝罪させた。
- ⑩これまでの関係を見直し、今後よりよい関係づくりができるように、学校側も支援を続けることを伝えた。

本冊子P10 参照

### 3. 事例から学ぶ

#### (1) 生徒の情報モラルの育成

□「情報モラル講座」や「DVD教材」「県警おはなし講座」等を積極的に活用し、生徒の情報モラルの向上を図る。

#### ■啓発活動

⇒PTA行事と共催するなど、生徒と保護者が共に学ぶ機会を設定する。

#### (2) インターネットやSNS等の各種機能に関する教員の正しい理解

□教員や保護者は、子どもたちが活用しているSNS等がどのようなものなのか、日頃から理解を深めておく。  
□教員の知識が不十分である場合は、関係機関等に問い合わせる。

#### ■共通理解

⇒関係機関とのネットワークを構築し、事案発生時の対応に備える。

#### (3) 迅速な対応が情報の拡散を防ぐ

□ネット上の誹謗中傷や画像は、簡単にコピーや取り込み等ができるため、情報が拡散する恐れがある。また、逆に削除されることで事実確認が難しくなることもある。

#### ■対応の仕方

⇒情報の拡散を防ぐためにも、早急な対応を心がける。  
画面をプリントアウトしたり、デジカメで撮影しておく。

### 4. ネット上への不適切な書き込み等への対応について

- ①書き込み内容の確認と情報の保存（プリントアウト、デジカメ撮影等）
  - ②掲示板等の管理者又は事業者へ削除依頼（掲示板等により異なる。利用規約等を確認する。）
- ※内容によっては、警察等の関係機関に相談

#### ※備考：SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは・・・

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。人のつながりを重視して「既存の参加者からの招待がないと参加できない」というシステムになっているサービスが多いが、最近では誰でも自由に登録できるサービスも増えている。

(例)  
「Orkut」(オーカット)  
「Facebook」(フェイスブック)  
「LinkedIn」(リンクトイン)  
「GREE」(グリー)  
「mixi」(ミクシイ)  
「LINE」(ライン) 等

## 1. 事例の概要

□被害児童：小学校5年生女子 E

児童Eは、明るく元気で人なつっこいが、場の雰囲気を感じ取ることや他の児童の気持ちを押し量ることが苦手な児童である。また、順番を守るなどのルールを守れずに自分勝手な行動をとることがあり、友だちと意見が食い違ったり、自分の思い通りにならないと急に怒り出したりすることもあった。さらに、運動することが苦手であった。

6月の初旬、担任教員は児童Eが同じ学級の児童に、いつもより威嚇的・攻撃的に接していることに気づいた。また、担任教員は他の児童が児童Eと同じグループになりたがらなかったり、同じグループになってもやりとりを避け、相手にしなかったりしていることにも気づいた。他にも、児童Eと席を離して座ったり、休憩時間に一緒に遊ばないなどの行動が見られたため、担任教員は、児童Eの行動を学年の教職員に相談した。

## ★ポイント

- 児童生徒との関係づくり
- 児童生徒からのサイン
- 組織的な対応
- 発達障害の理解、現職教育
- 「報告」「連絡」「相談」の重要性

## 2. 取組の経過

担任教員は、児童Eの気持ちを受け止めることに重点を置きながら、学級集団への指導、保護者との連携、他の教職員との連携などの対応を行った。

- ①放課後、児童Eと話し合う時間を設定し、日頃の思いを聞き取った。「自分にも悪いところがあるから直していきたい」と言うEに対し、わざと仲間はずれにする等のいじめについては許されないことを明確に伝え、今後、同様のことがあった場合には、担任に言うように伝えた。
- ②加害児童に対しては、事実を確認するとともに、その理由を確かめた。その上で、「どんな理由があってもいじめは許されない」ことを伝えた。また、児童Eが心を痛め、自分を変えたいとまで悩んでいることも伝えた。その後、学級の児童全員に、児童Eをいじめる児童がいなくなるまで、いじめ解決の取組を続けていくことを伝えた。
- ③児童Eの保護者には、事実を報告するとともに、本人の悩みも伝え、今後の対応策について説明を行った。保護者からは、いじめの被害にあったことがとてもショックであるとともに、以前から集団に適応しづらいことについて心配しているとの話があった。また、児童Eが小学3年生の時に相談に行った医療機関から「アスペルガー症候群の疑いがある」と言われていたことが明らかになった。
- ④保護者との話し合いを受け、担任教員は管理職に報告を行うとともに、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーなどに児童Eのことを相談した。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会においてケース会議をもち、今後の支援策について検討した。

## ★指導の際の留意点

- 【いじめ問題対応マニュアル】P6・7
- 4 組織的に動く（24時間以内の動き）
- ◇いじめの情報のキャッチと一次対応
  - ◇いじめの事実を正確に聞き取る

【いじめ問題対応マニュアル】  
P9・10・12

- 4 組織的に動く（24時間以内の動き）
- ◇被害児童生徒に対して
  - ◇加害児童生徒に対して
  - ◇当該児童生徒の保護者に対して

【いじめ問題対応マニュアル】P3

- 2 いじめを防ぐ
- 2 いじめの未然防止に向けた取組

□教職員間の連携と情報共有

- ⑤ケース会議をとおして担任教員は、「児童 E は我慢しないのではなく、相手の気持ちを推し量ることが難しい」「ルールを守らないのではなく、ルールの理解が難しい」ということが分かるようになり、児童 E の言動が理解できるようになっていった。
- ⑥担任教員の児童 E に対する理解が深まるにつれて、児童 E への接し方も変わっていった。また、担任教員の変化は、学級全体の変化にもつながっていった。

### 3. 事例から学ぶ

#### (1) いじめの早期発見

- 授業中だけでなく休憩時間など、児童生徒が発信するサインを見逃さない。
- 学校での出来事だけでなく、連絡帳や家庭訪問など児童生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。

■組織としての対応  
⇒共通理解、具体的な連絡体制、対応方法、迅速かつ慎重な初期対応を検討

#### (2) 発達障害のある児童生徒の正しい理解

- 被害児童生徒に発達障害等があり、人間関係づくりを苦手とする場合、被害児童生徒にも問題があるといった誤った考え方に陥ることがある。また、教職員の誤解や不適切な言動がいじめの誘因になったり、いじめを助長することにつながったりすることがある。

■関連機関等との連携  
⇒特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、通級指導教室担当、特別支援学校、医療機関

#### (3) 被害児童生徒の保護者への報告

- 被害児童生徒の保護者には、事実関係と今後の対応策を正確に伝えることが大切である。いじめられている側の児童生徒に発達障害等がある場合、児童生徒の特性を十分に理解し、学校は、子どもを全力で守っていくことを児童生徒及び保護者に伝え安心してもらえるよう配慮する。

■発達的な視点での支援  
⇒被害児童生徒が何に困っているのか、一人一人の特性から正確に把握

### 4. 発達障害といじめについて

#### 子どもの特性理解

ADHD、高機能自閉症等、発達障害による行動上の特性が、学校での集団生活において著しい適応困難につながっている。

行動特性において  
・「やる気がない」  
・「態度が悪い」  
障害特性として  
・「気づかれにくい」  
・「認められない」

#### 陥りやすい考えや指導

- ・本人が無意識にとった行動
- ・集団生活での不適切な行動

注意  
叱責

「落ち着きがない」「約束を守れない」「自分勝手」等、周りから厳しい評価を受け、被害者・加害者として「いじめ」につながる原因をつくってしまう。

#### 適切な対応の仕方

発達障害のある児童生徒の教育的ニーズは多様なため、一人一人の実態把握を行動上の問題だけでなく、教科学習や対人関係の状況、学校生活への適応状態等、様々な観点から行う必要がある。

共感的理解の態度をもち一人一人の長所やよさを見つけ、大切に考えていく。

指導  
支援

教職員の見方や接し方は、その学級の児童生徒の見方や接し方のモデルになる。

日頃からよい行動は積極的に認めるなど、お互いのよいところを認め合える学級づくりが大切である。

## 1. 事例の概要

□被害児童：小学校3年生女子 F

□家族状況：父、母、本人

入学当初より、母親が、「娘に通学途中に何かあったら・・・。」と心配して、一緒に徒歩で児童Fの送迎をしていた。

担任教員は、当該児童の友だちづくりの面で今後課題となることもあるので、「お母さんの送迎については徐々に減らしていきませんか」という話をしていましたが、その後も送迎は続いていた。

3年生の6月、母親から担任教員に対して、同じクラスの女子数名から児童Fがいじめられていると訴えがあり、事実確認を行ったところ、仲間はずれにされたり、持ち物を隠されたりするいじめ行為が確認された。学校として、加害児童を指導するとともに、双方の保護者にも連絡をし、その時点での解決を図った。

その後、しばらく落ち着いていたが、母親から、再度、「いじめが完全になくなっていない」と担任教員に対して訴えがあった。

## ★ポイント

- 児童生徒との関係づくり
- 児童生徒からのサイン
- 組織的な対応
- 保護者からの訴えにしっかりと向き合う

## 2. 取組の経過

学校では、児童Fの様子を見守りながら、加害児童への指導や、クラス全体への取組をすすめていたが、母親の不安は、解消していない。そのため、母親はいじめに関係した同じクラスの女子児童に対して、「Fをいじめないでほしい。」と直接はたらきかけをしてしまうこともあった。

- ①学校は、スクールソーシャルワーカー（以後、SSW）に報告・相談し、組織的に対応するためケース会議を行った。
- ②数日後、母親から、教育委員会に対して、学校の対応が不十分であると訴えの電話があったため、教育委員会は、母親の対応窓口をSSWに依頼して、じっくり母親の話を聞くことから始めた。
- ③一定の人間関係を築いた後、学校への相談の仕方を母親にアドバイスして、母親の心の安定をサポートする形で対応を続けた。そのことで、少しずつ母親の不安も解消されていき、担任教員への不信感も一部誤解があったことが伝わった。
- ④当該児童に対する母親の関わりも変化したことにより、児童Fも友だちの中に入っていけるようになり、現在、落ち着いた学校生活を送っている。

## ★指導の際の留意点

「いじめ問題対応マニュアル」P6・7

- 4 組織的に動く(24時間以内の動き)
- ◇いじめの情報のキャッチと一次対応
- ◇いじめの事実を正確に聞き取る

「いじめ問題対応マニュアル」  
P9・10・12

- 4 組織的に動く(24時間以内の動き)
- ◇被害児童生徒に対して
- ◇加害児童生徒に対して
- ◇当該児童生徒の保護者に対して

「いじめ問題対応マニュアル」P3

- 2 いじめを防ぐ
- 2 いじめの未然防止に向けた取組

### 3. 事例から学ぶ

#### (1) 学校と児童生徒・保護者との連携

□日頃から、児童生徒をしっかりと見守りながら取組を進めているが、その様子を、担任教員から上手く保護者に伝えられていないことから、「対応が不十分」と捉えられるケースも少なくない。学校はきちんと対応しているつもりであっても、それが、保護者に正確に伝わっていないことからトラブルになることがあるため、丁寧な対応が大切である。

#### ■家庭訪問等で家庭とつながる

⇒家庭訪問等で定期的に連絡をとり（情報共有）学校の取組の方針や具体的な方策について、説明する。

#### (2) 組織的な取組例（ある市町村の取組から）

□各学校の生徒指導担当教員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育委員会担当者等で、毎月定例会を開き、気になる子どもに関する情報共有やケース会議を行う。  
□学校が児童生徒に直接指導するだけでは問題が解消しにくいケースも多いため、児童生徒を取り巻く家庭環境の変化なども含めて、常にアンテナを高めておく。

#### ■関係機関との連携

⇒学校内だけで抱え込まずに、関係機関と連携を取って、迅速に対応

### 4 スクールソーシャルワーカー（SSW）について

#### (1) SSWの役割とは（文部科学省）

- ①問題を抱えている児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ③学校内におけるチーム態勢の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

- 校内の組織的支援
- 教職員のエンパワメント（P12（注5）参照）
- 子どもや家庭のエンパワメントと問題改善

#### (2) SSWのいじめへのかかわり

〔目的〕・いじめの構造を壊し、被害児童生徒が安心して登校できるように支援する。

・学校内、地域にいじめを起こさせない環境づくりをする。

〔対象〕・いじめの加害児童生徒とその保護者

・いじめの被害児童生徒とその保護者

・クラスの児童生徒とその保護者

・教職員及び学校全体

〔内容〕・何がいじめという行動に駆り立てたのか、ケース会議を開いて加害児童生徒の要因を考える。

（他者との関係、家庭環境等）

・被害児童生徒は、今の状況をどのように捉えているのか、何が相談をためらわせたのか、保護者は現状をどのように捉えているのかなどの背景を考える。

・学級の状態、学校全体の雰囲気を見極める。

・教員と児童生徒、教員同士、教員と管理職、学校と保護者の関係性を見極める。

・外部機関（児童相談所等）との連携を図っていく。

#### (3) SSWのキーワード

- 学校・家庭・地域を「つなぐ」
- 子ども・家庭・教職員を「ささえる」
- よりよい地域社会を「つくる」

学校が中心になって、家庭・地域・関係機関をつないでいくことが原点になる。

# 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント

(いじめ問題への取組の徹底について 平成 18 年 10 月 19 日付け 18 文科初第 711 号)

## 〈趣 旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

〈チェックポイント〉 A⇒できている B⇒概ねできている C⇒あまりできていない D⇒まったくできていない

| <input type="checkbox"/> 「指導体制」におけるチェック項目   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。  |   |   |   |   |
| (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。                                  |   |   |   |   |
| (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。  |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> 「教育指導」におけるチェック項目   | A | B | C | D |
| (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。                  |   |   |   |   |
| (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。                              |   |   |   |   |
| (6) 道徳、学級(ホームルーム)活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。  |   |   |   |   |
| (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。  |   |   |   |   |
| (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。   |   |   |   |   |
| (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。                                      |   |   |   |   |
| (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。                      |   |   |   |   |
| (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。   |   |   |   |   |
| (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。   |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> 「早期発見・早期対応」におけるチェック項目  | A | B | C | D |
| (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。   |   |   |   |   |
| (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。  |   |   |   |   |
| (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。  |   |   |   |   |
| (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。   |   |   |   |   |
| (17) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。    |   |   |   |   |
| (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。                       |   |   |   |   |
| (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。                              |   |   |   |   |
| (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。  |   |   |   |   |
| (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 |   |   |   |   |
| (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。  |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> 「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目  | A | B | C | D |
| (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。   |   |   |   |   |
| (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。                              |   |   |   |   |
| (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。            |   |   |   |   |
| (26) P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。                               |   |   |   |   |

※いじめ問題で児童生徒の様子をいち早く把握する方法の一つとして、「いじめ問題対応マニュアル」P4 ③子どもを見つめる ◆児童生徒個別チェックシートを積極的に活用する。

# 3

## 参考資料

- 資料1 いじめの問題への取組の徹底について  
(平成 18 年 10 月 19 日付け 18 文科初第 711 号)
- 資料2 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について  
(平成 19 年 2 月 5 日付け 18 文科初第 1019 号)
- 資料3 いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について  
(平成 22 年 11 月 9 日付け 22 文科初第 1173 号)
- 資料4 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針」等について  
(平成 24 年 9 月 5 日付け 24 文科初第 637 号)
- 資料5 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について (平成 24 年 11 月 2 日付け 24 文科初第 813 号)
- 資料6 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について  
(平成 24 年 11 月 27 日付け 24 文科初第 936 号)
- 資料7 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について  
(平成 25 年 1 月 24 日付け 24 文科初第 1074 号)
- 資料8 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書の一層の強化について
- 資料9 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書  
(平成 17 年 3 月 3 日付け 和歌山県教育委員会 和歌山県警察本部)
- 資料10 いじめの態様と刑罰法規及び事例



18文科初第711号  
平成18年10月19日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長  
銭谷真美

### いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

ついては、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

### 記

#### 1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。  
(3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。  
(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

## 2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

- (2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

## 3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

(別添)

### 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

#### 〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

※ 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査以降、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としている。

#### 〈チェックポイント〉

### I 学 校

#### (指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

#### (教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。

- 特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
  - (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
  - (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
  - (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
  - (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
  - (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
  - (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
  - (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

（早期発見・早期対応）

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

（家庭・地域社会との連携）

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

## II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配付しているか。

(組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

18文科初第1019号  
平成19年2月5日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
銭谷眞美

### 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

### 記

#### 1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合に

は、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

## 2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。  
学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。  
市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。  
都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。  
地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。
- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

## 3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け 法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

## 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

## 1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

## 2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。



22文科初第1173号  
平成22年11月9日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
殿

文部科学大臣政務官  
笠 浩史

いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）

標記の件については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）において、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

また、『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、近年のいじめの認知件数の推移等を見ると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念されることから、各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要があり、その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、更に必要な取組を推進すること、また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めることをお願いしたところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、6月には川崎市の中学校において、10月には群馬県の小学校において、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、その後、当該児童生徒がいずれもいじめにあった事実が確認されました。

つきましては、改めて、これらの通知の内容を所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底し、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知の別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考にしながら、いま一度総点検を実施するようお願いします。なお、平成18年度以降の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としていることに御留意ください。

その上で、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携して適切に対処するようお願いします。

さらに、24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでも子どもたちがいじめ等の悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、改めて児童生徒に対する周知を徹底するようお願いします。

24文科初第637号  
平成24年9月5日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房長  
(子ども安全対策支援室長)  
前川喜平  
文部科学省初等中等教育局長  
布村幸彦  
文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保公人

「いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針」等について

昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案や、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故、体育活動中の事故など、児童生徒等の生命・身体の安全が損なわれるような痛ましい事案がなお、生じています。いずれも、あってはならない事案であり、深刻に受け止めているところであります。

これらの事案の中には、学校や教育委員会の対応が不相当あるいは不十分であったものも見られる一方、国においても、学校や教育委員会の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたという課題がありました。

このため、いじめの問題や学校安全等に関するこれまでの取組を見直し、文部科学省として、当面、いつまでにどのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」(以下、「取組方針」という。)(別添1)を策定しました。

文部科学省としては、今後、この取組方針に基づき、いじめや学校安全等の問題への取組の改善・充実を図り、関係者の意見を踏まえつつ、学校や教育委員会を積極的に支援していくこととしております。貴職におかれては、別添1の内容を御了知の上、本取組方針や従来の通知等を踏まえ、家庭や地域との連携も図りつつ、いじめの問題への取組、学校安全や体育活動中の安全確保に向けた取組の徹底を図っていただくようお願いします。

また、文部科学省においては、いじめの問題への対応や学校安全等の確保について、より積極的な対応を図る観点から、文部科学大臣決定により、8月1日に「子ども安全対策支援室」を大臣官房に設置したところであり、その内容は別添2の通りとなっています。子ども安全対策支援室においては、子どもの生命・安全が損なわれるような重大事案について、警察等の関係機関とも連携しながら学校や教育委員会等をさらに支援することとしておりますので、併せて御了知をお願いします。

なお、本取組方針「第1 いじめの問題への対応強化」II 3.(2)に記載のある、これまでに国が発出した通知等の資料を、後日、追って配布いたしますので、よろしく願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては当該小中高等学校に対して、これらのことについて周知・御連絡いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

## 第1 いじめの問題への対応強化

### I 基本的考え方

#### 1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る

いじめが起きることを未然に防ぐため、日頃から、学校の教育活動において、社会性や規範意識、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育むことが必要である。

学校・教員を主体としつつ、社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり等をさらに推進する。また、家庭との連携を図るため、保護者等に向けた、いじめの問題に関する普及啓発を行う。

#### 2. 国・学校・教育委員会の連携を強化

国においてはこれまで、いじめの問題について、学校現場の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたのではないかと考えられることから、この反省を踏まえ、子どもの生命・身体を守るため、国としても積極的に役割を果たしていけるよう、文部科学省の体制を強化する。

特に、子どもの生命・身体に関わる重大な事案については、的確かつ迅速な対応を確実に図るため、国と地方が適切に連携・協力できるよう、国の関わり方を見直す。

#### 3. いじめの早期発見と適切な対応を促進

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであるが、決して許されないことである。いじめの問題については、もとより、学校や教育委員会等において、しっかりと対応することが必要である。

このため、国においてこれまで示してきた、いじめの問題への基本的な考え方を改めて周知徹底するとともに、教員への研修等を通じ、さらなる理解増進を図る。

また、幅広い外部専門家を活用した、いじめの問題等の解決に向け調整・支援する取組を推進する。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実等を図る。

あわせて、いじめの問題を隠さず、的確な対応に努める学校・教員がきちんと評価されるよう、学校や教員の評価におけるいじめの問題への考え方を示す。

#### 4. 学校と関係機関の連携を促進

「いじめ」は犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、警察との連携を強化するとともに、福祉機関や民間団体等の関係機関と協力した取組を促進する。

### II. 基本的考え方に基づくアクションプラン

国は、基本的な考え方に基づき、以下の取組を行う。

#### 1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守るための国の取組

##### (1) いじめの未然防止に資する日々の取組の推進

○ 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、体験活動を推進するとともに、児童会・生徒会における活動等、子ども自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組を促進する。

○ いじめの未然防止に資するよう、児童生徒一人一人が安心して活躍できる教育活動（授業づくりや集団づくり等）の在り方について研究し、その成果を普及する。

##### (2) 学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進

○ 学校と連携し、地域人材を中心とした家庭への相談対応等の支援の仕組みづくりや、いじめの理解と対応など社会的課題に対応した保護者向け学習プログラムの開発や講座内容の充実を推進する。

○ 保護者等に対し、いじめの問題やこの問題への学校・教育委員会等の取組に対する理解を深めるワークショップ等を開催するなど広報啓発を充実する。

○ 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会

制度)の導入拡大により、いじめの問題など、学校や地域が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを促す。

- 社会全体で子どもを見守り育むため「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」など、学校・家庭・地域が連携・協働できる体制の構築を推進する。

## 2. 学校・教育委員会等との連携を強化するための国の取組

### (1) 国におけるいじめの問題等に対応する体制の強化

- 「子ども安全対策支援室」の事務体制を強化し、各地域との密接な連絡・相談体制を整えるとともに、学校におけるいじめの問題への気付きから問題の解決までを総合的にフォローできるよう、児童生徒課の体制を大幅に増強する。

### (2) 「いじめ問題アドバイザー(仮称)」の配置

- 国が多様な専門家を「いじめ問題アドバイザー(仮称)」として委嘱し、いじめの問題への効果的な対応等について、専門的な見地から助言を得られる体制を整備する。(アドバイザーの例)

弁護士、精神科医、元警察官、大学教授 等

### (3) 電話相談体制(24時間いじめ相談ダイヤル)の見直し

- 電話相談の内容や重大事案等への対応状況等について、各自治体が設置するものも含めて調査し、必要な見直しを図る。
- 24時間いじめ相談ダイヤルの番号を記載したカードを全ての児童生徒に配布し、確実な周知を図る。

### (4) 緊急調査により報告された重大事案への迅速な対応

- いじめの問題に関する緊急調査(8月1日発出。以下「緊急調査」という。)において、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる恐れがあるとして報告された重大事案について、教育委員会や学校の対応を確認し、必要な指導・助言等を迅速に行う。

### (5) 生命・身体に係る重大事案への速やかな報告等のルール化

- 緊急調査を踏まえ、児童生徒の生命・身体に係る重大事案について、国に速やかな報告を求め、報告を受けた国は、速やかに教育委員会に対して指導・助言を行うことをルール化する。

### (6) 自殺事案に関する背景調査の改善

- 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について、現在の運用状況や関係者の意見を踏まえ、有識者会議において検討し、必要な見直しを行う。

## 3. いじめの早期発見と適切な対応を促進するための国の取組

### (1) 学校におけるいじめの問題に対応する教職員体制の強化

- いじめの問題への対応のため、少人数学級の推進や特別な指導を行う学校への支援など、教員が子ども一人一人と正面から向き合える体制を整備するため教職員の定数改善を図る。

### (2) いじめの認知及び対応に関する周知徹底等

- これまでに国が発出した通知や「いじめ対策Q&A」、国立教育政策研究所作成の教職員向けの指導支援資料等を改めて教育委員会や学校等に配布し、いじめの問題への対応の周知徹底を図る。
- いじめの認知件数に地域差があることを踏まえ、緊急調査の結果をもとに、各教育委員会や学校におけるいじめの問題に関する取組の改善・充実を促す通知を発出する。

### (3) 教職員への研修等の充実

- 大学の教員養成課程において、いじめの問題に関する認識を深め、早期発見や適切に対応できる能力を高めるような実践的な内容の充実を求める。
- (独)教員研修センターにおける研修において、いじめの問題に関する内容を充実させるとともに、全国各ブロックで、普及啓発協議会や指導者養成研修を実施する。また、「いじめ問題アドバイザー(仮称)」が講師となる研修の実施を含め、初任者研修をはじめ各都道府県等が実施する現職教員に対する研修等のいじめの問題に関する内容の充実を促す。

- スクールカウンセラー等による、教員のカウンセリング能力等向上のための校内研修を推進する。
  - (4) 幅広い外部専門家を活用したいじめの問題等の解決に向け調整・支援する取組の推進
    - 各地域における、いじめの問題等を第三者的立場から調整・解決する取組を促進する。
    - 各地域における、いじめの問題に関する学校の対応を支援する専門家チーム（「いじめ問題等支援チーム（仮称）」）の配置を支援する。
  - (5) 幅広い外部専門家を活用した教育相談体制の充実等
    - 幅広い人材を活用し教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置充実を図り、児童生徒の、ストレスや困難に対処する能力を育む教育を推進する。
    - 関係機関・家庭・地域と連携して問題解決を図る、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する。
  - (6) いじめの問題への適切な対応の評価
    - いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、いじめの問題への対応に関する学校評価や教員評価の実施における留意事項を提示する。
  - (7) ネットいじめ対策の充実
    - インターネット上の誹謗・中傷などの「ネット上のいじめ」等について学校ネットパトロールの取組事例等をまとめ、周知を図る。
  - (8) 出席停止制度の検証
    - 出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童生徒に対する学習支援の在り方について、教育委員会に対する調査を行い、検証する。
- #### 4. 学校と関係機関の連携を促進するための国の取組
- (1) 学校と警察の連携強化
    - 「いじめ」は犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、学校や教育委員会の能力を超えて犯罪として取り扱われるべきと認められる事案に関しては、早期に警察に相談して連携して対応するとともに、特に、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされているような場合には、直ちに通報する必要があることを周知徹底する。
    - 緊急調査の結果を踏まえ、警察庁と協議し、学校警察連絡協議会や教育委員会・学校と警察との協定等を活用した、学校と警察の情報交換・意見交換や関係強化方策を検討し、実施する。
    - 教育委員会に、警察官経験者等の生徒指導推進協力員の配置を拡充して、学校における非行行為の早期発見、緊急時の対応等の取組を促進する。
  - (2) 関係機関が連携したサポートチームの活用
    - いじめに関与した子どもへの対応等に当たり、児童相談所、保護司、民生・児童委員、人権擁護委員等の関係機関やNPO等の民間団体の協力を得て組織する、サポートチームを活用した地域の取組を促進する。

24文科初第813号  
平成24年11月2日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省大臣官房長  
(子ども安全対策支援室長)  
前川喜平  
文部科学省初等中等教育局長  
布村幸彦

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・  
通報について(通知)

いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」ことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して正しく理解いただくことが重要です。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知)においては、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。」として犯罪行為の可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規(別添参照)に抵触する可能性があるものです。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、上記の趣旨を踏まえ、改めて下記について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

#### 記

1. 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
2. いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
3. このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

○強制わいせつ（刑法第176条）

<条文>

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

○傷害（刑法第204条）

<条文>

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○暴行（刑法第208条）

<条文>

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○強要（刑法第223条）

<条文>

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

○窃盗（刑法第235条）

<条文>

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○恐喝（刑法第249条）

<条文>

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

○器物損壊等（刑法第261条）

<条文>

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

以上

24文科初第936号  
平成24年11月27日

各都道府県教育委員会教育長  
各政令指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房長  
(子ども安全対策支援室長)  
前川喜平  
文部科学省初等中等教育局長  
布村幸彦

「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について(通知)

標記の調査について、このたび、調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、送付します。

当該調査においては、いじめの認知件数が約14万件にのぼり、いじめの実態把握に関するアンケート調査や、いじめの問題に関する研修の実施、学校と警察の連携等について、教育委員会及び学校の更なる取組の充実が求められる状況が見られました。また、いじめの問題への更なる取組の充実を図るに当たっては、いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応がなされることが必要であり、学校評価や教員評価の実施に際しても留意する必要があります。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人学長にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、下記の事項に御留意の上、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられる事案を含め、当該調査により認知された事案への継続的な対応と、いじめの問題への取組の更なる徹底を図るようお願いいたします。

なお、当該調査のうち、いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査については、教育委員会及び国公立学校を対象として行ったものですが、いじめの問題への取組の重要性を踏まえ、都道府県知事にあっても、所轄の私立学校に対し、学校の取組について周知が図られるよう、お願いいたします。

#### 記

1. いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査を踏まえた取組の徹底について
  - (1) 当該調査において認知された事案について継続して十分な注意を払い、いじめられる子どもを守り通すとともに、いじめ子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う必要がある。  
この際、学級担任等の特定の教員で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応するとともに、学校のみで解決することに固執せず、保護者及び教育委員会と適切な連携を図る必要がある。
  - (2) 引き続き、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、早期に適切な



対応がなされることが重要である。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識の徹底や、子ども自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進めることが重要である。

## 2. いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査を踏まえた取組の徹底について

### (1) 教育委員会の取組について

- ① 各教育委員会は、管下の学校に対し、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す必要がある。
- ② 各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」など教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組を行うよう指導・助言に努める必要がある。
- ③ 各教育委員会は、管下の学校においていじめが把握された場合には、速やかに報告を受け、適切な連携を図ることが重要である。また、各教育委員会においては、学校からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援に万全を期せるよう、日頃から、学校の実情把握に努める必要がある。
- ④ 各教育委員会は、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がある場合には、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っていくことが重要である。
- ⑤ 各市区町村教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定める必要がある。出席停止に関する規則を整備していない市区町村教育委員会においては、迅速に、教育委員会規則において、出席停止の手続きに関する規則を整備しなければならない。
- ⑥ 各市区町村教育委員会においては、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるように、規則等において、必要な事項を定める必要がある。
- ⑦ 各教育委員会は、研修の実施や教師用手引書の作成等により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促す必要がある。
- ⑧ 各教育委員会は、教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について、児童生徒、保護者等に対し、周知徹底を図る必要がある。また、教育委員会における教育相談の実施に当たって、相談の内容に応じ、医療機関など専門機関との連携が求められる。
- ⑨ 各教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進したり、いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。
- ⑩ 各教育委員会は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。
- ⑪ いじめの問題解決のため、警察等の関係機関との連携が重要であり、各教育委員会は、犯罪として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関して、各教育委員会や学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要である。

### (2) 学校の取組について

- ① 各学校は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。
- ② 点検は、管理職や生徒指導主事等の一部の教職員にのみ関係する点検項目を除き、基本的には全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有した上で、取組の改善につなげる必要がある。
- ③ 各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法として、「アンケート調査」

を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」など教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組を推進する必要がある。

- ④ 各学校は、いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む必要がある。また、各学校は、いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る必要がある。
- ⑤ 各学校は、いじめの問題に関する校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。
- ⑥ 各学校は、指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際しては、教員間の適切な引き継ぎを行う必要がある。また、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める必要がある。
- ⑦ いじめの問題解決のため、警察等の関係機関との連携が重要であり、各学校は、犯罪として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要である。

### 3. 学校評価及び教員評価における留意点について

いじめの問題に関しては、上記の事項に加え、学校評価及び教員評価の実施に際し、下記の点にも留意する必要がある。

#### (1) 各教育委員会等の取組

- ① 各教育委員会等は、いじめの問題に関する学校評価について必要な指導・助言を行うに際し、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組まれるよう留意する必要がある。
- ② 各教育委員会は、いじめの問題に関する教員評価について、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への指導・助言に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する必要がある。

#### (2) 各学校の取組

- ① 各学校は、いじめの問題に関する学校評価の実施に際し、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、以下の評価項目・観点の例を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む必要がある。
  - ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
  - ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
  - ・ これらの方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - ・ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備され機能しているか。
- ② 各学校は、いじめの問題に関する教員評価について、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する必要がある。

24文科初第1074号  
平成25年1月24日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
布村幸彦

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）

いじめ事案に関する学校と警察との連携については、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」（平成24年1月2日付け文部科学省大臣官房子ども安全対策支援室長・初等中等教育局長通知）において、学校から警察へ適切に相談・通報し、警察と連携した対応を図ること等を求めているところです。

本日、警察庁において、各都道府県警察の長等に対し、別添のとおり、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（以下「別添通知」という。）が発出され、警察としても、いじめ事案への必要な対応を的確に行うため、これまで以上に学校との連携を強化しなければならないことなどが示されました。

別添通知においては、警察における、いじめ問題への対応に関する基本的な考え方が示されているほか、いじめ事案の早期把握について、「学校等との連携強化による早期把握」のため、積極的に進めるべき取組が具体的に示されています。ここに示された事項については、学校及び教育委員会等としても、主体的に警察と連携・協力し、取組を進めていただくべきものであると考えます。

また、別添通知においては、把握したいじめ事案について、警察として適確な対応を行うための配慮すべき点が具体的に示されていますが、学校及び教育委員会等が、警察における対応の考え方を理解し、いじめ事案に関して、警察に対し適切に連携を求めていくことは、重要なことです。

については、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、国立大学法人学長にあつては設置する附属学校に対して、下記の事項に留意の上、別添通知について周知を図り、学校と警察の連携の一層の強化が図られるよう、御指導をお願いします。

記

1 警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握（別添通知2（3）関連）

(1) 警察との情報共有態勢の構築

いじめ事案のうち、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合の警察への早期の相談や、特にいじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合の速やかな警察への通報に当たっては、学校や教育委員会と警察が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。

① 連絡窓口の指定

警察との間で連絡窓口となる担当教職員を指定しておくこと。

② 学校警察連絡協議会等の活用

警察への相談や通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も積極的に相談

することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した早期の対応が可能となるよう相談等の促進を図ること。

また、学校警察連絡協議会等の場において、学校におけるいじめ問題に関する学校・教育委員会と警察との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。

### ③ 警察との協定等の活用

学校・教育委員会と警察との相互連絡の枠組みに係る協定等において、連絡対象事案として犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう当該協定等について必要な見直し等を行うこと。

## (2) スクールサポーター制度の受入れ等

学校においては、警察署等に配置されているスクールサポーターによる学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受入れを図ること。

また、教育委員会等においても、退職警察官等を活用した取組を進めるとともに、スクールサポーター制度に類似した制度（生徒指導推進協力員など）を運用している場合には、その従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に警察との連携を図るよう努めること。

## 2 警察と連携したいじめ事案への適確な対応（別添通知4関連）

### (1) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応

児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ること。

### (2) いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

警察においては、(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めたときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、その場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査・調査活動に協力すること。

### (3) その他のいじめ事案への対応

警察においては、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であって、当該児童生徒及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めない事案を把握した場合には、当該児童生徒又はその保護者の同意を得て、学校や教育委員会に連絡することとしている。こうした事案については、必要に応じて、警察に対し、加害児童生徒への注意・説諭、加害児童生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めるとともに、対応状況や事案の経過について連絡するなど引き続き連携すること。

### (4) いじめを受けた児童生徒に対する支援

いじめを受けた児童生徒の心のケアのため、特に必要と認められる場合には、学校に配置されているスクールカウンセラー等とスクールサポーター等が連携することにより、より効果的な心のケアが行われるよう努めること。

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長

警察庁生活安全局長

学校におけるいじめ問題への的確な対応について【写】

昨今、いじめを受けていた少年が自殺等深刻な事態に至ったという重大な事案が発生するなど、学校におけるいじめ問題をめぐり少年の保護と非行防止の両面から憂慮すべき事態が生じている。

学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により重大な結果に至る前に解決されるべきものであるが、警察としても、いじめ事案への必要な対応を適確に行うため、早期把握に努めていく必要がある。いじめ事案は学校を中心に発生することから、学校が認知したいじめ事案について適時・適切に連絡を受けることが必要不可欠であるなど、いじめ事案に的確に対応するためには、これまで以上に学校との連携を強化しなければならない。

そこで、各都道府県警察にあつては、下記のとおり、学校や教育委員会等とこれまで以上に緊密な関係を構築するなどして、学校におけるいじめ問題に的確に対応されたい。

なお、本通達は文部科学省と協議済みであることを申し添える。

記

1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方

学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。以下同じ。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。

2 いじめ事案の早期把握

(1) 少年相談活動による早期把握

少年相談活動は、学校におけるいじめ事案（以下単に「いじめ事案」という。）に関する情報が警察に寄せられる機会であり、事案を早期に把握する上で重要であるため、次の点に配意して活動を推進すること。

ア 少年相談活動の周知

警察の少年相談活動においていじめ事案に関する相談にも対応していることについて、非行防止教室等の様々な機会を活用して、少年や保護者に対して積極的に周知すること。また、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等を引き続き推進するとともに、これら相談窓口についても周知を図ること。

イ 相談内容等の的確な把握

いじめ事案に関する相談が寄せられた場合には、事案の内容や被害少年の置かれている状況を的確に把握するため、事案の経過、その具体的な内容等を可能な限り詳細に聴取すること。そのため、まず第一に、相談者の心情に配意した対応を行い、相談者との信頼関係の構築に努めること。

ウ 的確な対応

把握した事案の内容等に応じ、相談者の立場に立った適切な指導・助言を行うとともに、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡の上、連携した対応を迅速に行

う旨説明するなど、相談者に安心感を与えられるよう努めること。

#### エ 担当職員への対応能力の向上

相談者と信頼関係を築き、安心感を与えられる対応を可能とするよう、少年の心理等に関する知識やカウンセリング技術の習得・向上を図るための各種教養や部外研修の受講機会を拡充するほか、いじめの実態等に関する知識を習得させるなど、少年相談活動に従事する職員へのいじめ事案に関する相談への対応能力の向上を図ること。

#### (2) その他の警察活動を通じた早期把握

少年の問題行動の背景にいじめがある場合もあり得ることから、いじめ事案の早期発見を図るため、非行少年の取調べや不良行為少年の街頭補導のほか、地域警察官の街頭活動を始めとするあらゆる警察活動に際し、いじめが潜在している可能性を念頭に置いて活動するよう努めるとともに、いじめ事案に関する情報を把握した場合には、少年警察部門に情報集約すること。

#### (3) 学校等との連携強化による早期把握

##### ア 学校等との情報共有態勢の構築

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案について学校から相談等があった場合には、警察としても、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）と連携して必要な対応を適確に行わなければならないが、そのためにも、警察と学校等が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。

##### (ア) 連絡窓口の指定

警察と学校等との間で連絡窓口となる担当職員を指定しておくこと。

##### (イ) 学校警察連絡協議会等の活用

いじめを行っている少年に対して学校で指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難である場合において、当該少年の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、学校から警察に早期に相談することとされており、特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要がある（「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する学校からの相談・通報への適確な対応について」（平成24年11月2日付け警察庁丁少発第180号）参照）ところ、これらの相談・通報が確実に行われるよう、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合には積極的に一報するよう申し入れるなど、連携した対応が早期に可能となるよう相談等の促進を図ること。

あわせて、学校警察連絡協議会等の場において学校におけるいじめ問題に関する警察と学校等との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。

##### (ウ) 警察と学校等との協定等の活用

警察と学校等との相互連絡の枠組みに係る協定等における連絡対象事案として、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう、当該協定等について必要な見直し等を行うこと。

#### イ スクールサポーター制度の活用

スクールサポーターは、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たしていることから、スクールサポーター制度の拡充に努めるとともに、警察署等に積極的に配置し、次の活動を行わせるなどして活用を推進すること。また、教育委員会等においてスクールサポーター制度に類似した制度を運用している場合には、当該教育委員会等に対し、退職警察官の採用、従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に警察と学校等との連携が図られるよう強く要請すること。

##### (ア) 学校への訪問活動の強化による情報の収集

学校への訪問活動を強化し、校内の巡回、教員等からの聞き取り等により、いじめを始めとする少年の問題行動等に関する情報収集に努めるとともに、把握した情報については、学校及びスクールサポーターが配置された警察署等（以下「配

置署等」という。)に確実に連絡・報告すること。

なお、活動を通じて、保護者等からいじめ事案に関する相談を受けた場合には、相談者の立場に立った適切な指導・助言を行うこと。

- (イ) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな連絡等

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を認知した場合には、学校及び配置署等に速やかに連絡・報告するほか、警察に相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合等には必要な助言を行い、警察と学校等が連携して早期に対応できるよう努めること。

### 3 いじめ事案に関する情報の集約及び共有等

- (1) 管轄署への情報の集約

いじめ事案への対応は学校等との連携を密にして行う必要があることから、いじめ事案に関する情報を学校の所在地を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）以外の警察署等が把握した場合には、その内容を速やかに管轄署に連絡すること。

- (2) 関係する警察署等における情報の共有等

被害少年の求め等により管轄署以外の警察署等がいじめ事案への対応を主として行う場合には、管轄署にその旨連絡した上、管轄署及び対応を行う警察署等は、当該事案に関する必要な情報を共有するなどして、引き続き緊密に連携すること。

### 4 把握したいじめ事案への適確な対応

把握したいじめ事案については、事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、次の点に配意して、警察として適確な対応を行うこと。

- (1) 被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応

被害少年の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手するとともに、学校等に対しても被害少年の保護のため必要な措置を要請するなど、被害の更なる深刻化の防止を図ること。

- (2) 被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理した上、学校等と緊密に連携しつつ、被害少年の立場に立った捜査・調査活動を推進すること。

なお、警察による捜査等を契機として加害少年から謝罪等がされた結果、被害の届出が取り下げられるなどにより、立件に至らない場合もあり得るが、いじめ事案の円満な解決に寄与すること自体が被害少年の立場に立った警察活動であるという認識を捜査幹部・捜査員に徹底すること。

- (3) その他のいじめ事案への対応

被害少年の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であって、被害少年及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めないものについては、一義的には、教育現場における指導により解決されるよう、その対応を尊重することが適当である。そのような事案を警察で把握した場合には、被害少年又はその保護者の同意を得て、学校等に連絡の上、必要に応じて、加害少年の健全な育成を図るため注意・説諭をするほか、学校が加害少年に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の適切な支援を行うとともに、学校等から対応状況や事案の経過について引き続き連絡を受けるなど、緊密に連携すること。

なお、学校等が加害少年に繰り返し指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られないような場合には、必要に応じて、スクールサポーターを常駐させ、また、被害少年や保護者の意向を再度確認するなど、警察としてのより主体的な対応を検討すること。

(4) 被害少年に対する支援

被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等により、カウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、支援をより効果的に実施するため、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーター等の活用を図ること。

また、スクールサポーターによる被害少年への助言等についても、学校に配置されたカウンセラー等や少年補導職員等の行うカウンセリング等と連携して効果的に行うよう努めること。



平成 25 年 2 月 13 日  
少 第 4 4 号和歌山県教育委員会  
学校指導課長 殿和歌山県警察本部  
生活安全部少年課長

## 学校と警察との一層の連携強化について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

日頃は警察行政、特に少年の非行防止と健全育成に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、最近における少年の犯罪被害等の状況をみますと、児童生徒を対象とした凶悪事件やわいせつ事犯による被害の発生、いじめや校内暴力による事件が大きな社会問題となるなど、少年を取り巻く情勢は憂慮すべき状態で、少年の保護対策が重要な課題となっております。

少年の保護対策を進めるうえにおいて、最も重要なことは、学校と警察が情報を共有し連携を取ることであります。特に、児童生徒に対する声かけ事案やつきまとい等の前兆事案につきましては、早期に情報を共有し対策を実施する必要があります。

そこで、学校が知り得たこれらの事案情報を「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づき、早急に警察に連絡をしていただきたいのであります。

この制度は平成 17 年に、警察と教育機関が連絡を密にして児童生徒の非行・被害防止を図ることとし、協定を結んだもので今年で 9 年目になります。

締結から年月が経過していることから、今一度、教職員の方にこの制度を理解してもらい教育現場に浸透させていただくことで、さらに相互の連絡が密となり学校と警察の連携が一層強化されて、事案に対して共同して早期に対処することができると考えておりますので、ご配慮をお願いします。

学指第 1185 号  
平成 25 年 2 月 26 日

各県立学校長 様

(県) 学校教育局学校指導課長

## 学校と警察との一層の連携強化について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり (県) 警察本部生活安全部少年課長から依頼がありました。

最近における児童生徒の問題行動については、いじめ、暴力行為、不登校をはじめ、ネット上における誹謗中傷等、複雑化、多様化し、憂慮すべき現状にあります。

「きのくに学校警察相互連絡制度」は、平成 17 年度に施行されて以後、警察と学校が相互に連絡を取り合い成果をあげているところですが、児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に向けて学校と警察が情報を共有し、連携を取ることで、児童生徒の非行・被害防止につながる有効な手立てであると考えております。

ついては、貴校の関係教職員に本制度を十分理解していただき、児童生徒の問題行動の未然防止を図るため、警察と学校との一層の連携強化をお願いします。

平成 年 月 日  
〇〇学校 校長 〇〇〇〇

保護者各位〈参考〉

「きのくに学校警察相互連絡制度」の実施について（お知らせ）

平素は、本校の教育に多大なるご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、平成17年5月1日から、「きのくに学校警察相互連絡制度」が運用されています。

この制度は、県教育委員会と県警察本部との間で、「学校と警察との相互連絡制度に関する協定書」を締結し、児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害防止、安全確保に関し、学校と警察が連携・協力することによって、児童生徒の健全育成を図ることを目的としています。

本校でも、この制度に基づき、違法行為を繰り返している生徒の立ち直りや犯罪被害に遭うおそれのある生徒を守るために、学校と警察が情報を共有し、規範意識の啓発や問題行動の早期抑止など効果的な生徒指導及び支援を学校・家庭・警察が一体となって行っていきたいと考えています。

なにとぞ、この制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださるようお願いいたします。

#### 記

（連絡の内容）

本制度に基づき、学校と警察それぞれが、児童生徒の非行抑止や安全確保のため情報の共有が必要と認められる事案の概要や対象となる児童生徒の氏名などの情報について、相互に連絡を行います。

#### 【警察から学校への連絡】

- 暴力行為、傷害や窃盗等による逮捕、検察庁・家庭裁判所や児童相談所等に送致及び通告された場合
- 犯罪等の被害に関する情報や被害に関して児童生徒に被害が及ぶおそれがある場合
- 薬物等の乱用、集団非行・問題行動を起こし、学校における継続指導が必要と認められる場合
- 深夜徘徊、喫煙、飲酒等の不良行為を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、学校において継続指導が必要と認められる場合
- その他、学校への連絡が必要と認められる場合

#### 【学校から警察への連絡】

- 児童生徒の暴力行為、傷害行為、窃盗行為、薬物使用行為、暴走族に係る行為、学校間抗争等の非行や問題行動について、警察署との連携が必要と認められる場合
- その他、校長が児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と判断する場合

※警察との連携にあたっては、「学校と警察との相互連絡制度に関する協定書」（和歌山県教育委員会、和歌山県警察本部 平成17年3月）、及び「きのくに学校警察相互連絡制度に関するQ&A」（和歌山県教育委員会 平成17年3月）を参照のこと。

平成 17 年 3 月 3 日  
和歌山県教育委員会  
和歌山県警察本部

### 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書

和歌山県教育委員会（以下「甲」という。）及び和歌山県警察本部（以下「乙」という。）は、学校と警察の相互連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止並びに安全確保（以下「問題行動等」という。）に関し、学校と警察が連携・協力を図ることにより、21 世紀をたくましく生きていく児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

（名称）

第 2 条 この制度の名称は、「きのくに学校警察相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

（関係機関）

第 3 条 この協定において連携する関係機関（以下「関係機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び県立学校
- (2) 乙及び警察署

（連携の内容）

第 4 条 関係機関は、連絡制度の目的を達成するため情報を相互に交換し、必要に応じ問題行動等の解決のため協議を行い、具体的対策を講ずるものとする。

（相互連絡の対象事案）

第 5 条 連絡の対象事案は、目的に即して学校長、警察署長がそれぞれにおいて、相互の連絡が必要と認められるものとする。

(1) 学校から警察署への連絡対象事案

ア 児童生徒の非行や問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

イ 児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案及び身柄通告した触法事案

イ 送致、通告したぐ犯事案

ウ ア、イ以外の事案において、次の事由により、継続的な対応が必要と認められる事案

(ア) 原因、動機が学校、交友関係にある事案

(イ) 児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案

(ウ) 集団で非行・問題行動を起こした事案

(エ) 薬物等の乱用事案

(オ) 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなどぐ犯性が強い事案

エ その他特に事案の内容から、学校への連絡が必要と認められる事案

（相互連絡の範囲）

第 6 条 この協定に係る相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、対象事案に関係する問題行動等及び健全育成に資するために必要な情報とする。

（相互連絡の方法）

第 7 条 この協定に係る相互連絡の方法は、次のとおりとする。

(1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。

(2) 連絡責任者は、連絡担当者を指定し、本協定の目的に沿って、面接又は電話により連絡するものとする。

（秘密の保持）

第 8 条 相互に提供された情報については、個人情報保護の観点から、次の事項に配慮する

ものとする。

- (1) 本制度の目的以外に使用してはならない。
- (2) 秘密保持に努めなければならない。
- (3) 連絡責任者は、これを厳守するために必要な措置を講ずる。

(配意事項)

第9条 この協定に係る連携に当たっては、相互理解と信頼を保持するため、特に次の事項に配意するものとする。

(1) 正確な連絡

相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。

(2) 適正な処遇

対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、教育的な観点から適正な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に基づく関係機関は、制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定に係る費用は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行年月日)

第12条 この協定に基づく連絡制度は、平成17年5月1日から施行する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

資料10 いじめの態様と刑罰法規及び事例

| いじめの態様(※)                          | 刑罰法規及び事例                          |  |
|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| ①ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。         | <b>暴行</b><br>(刑法第208条)            | 第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。<br><b>事例①：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</b>   |
|                                    | <b>傷害</b><br>(刑法第204条)            | 第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。<br><b>事例①：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。</b>   |
| ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。   | <b>暴行</b><br>(刑法第208条)            | 第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。<br><b>事例②：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。</b>  |
| ③嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | <b>強要</b><br>(刑法第223条)            | 第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。<br>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。<br>3 前2項の罪の未遂は、罰する。<br><b>事例③：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。</b> |
|                                    | <b>強制わいせつ</b><br>(刑法第176条)        | 第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。<br><b>事例③：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。</b>  |
| ④金品をたかられる。                         | <b>恐喝</b><br>(刑法第249条)            | 第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。<br>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。<br><b>事例④：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</b>   |
| ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。    | <b>窃盗</b><br>(刑法第235条)            | 第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。<br><b>事例⑤：教科書等の所持品を盗む。</b>  |
|                                    | <b>器物損壊等</b><br>(刑法第261条)         | 第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。<br><b>事例⑤：自転車を故意に破損させる。</b>  |
| ⑥冷やかしかり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。         | <b>脅迫</b><br>(刑法第222条)            | 第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。<br>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。<br><b>事例⑥：学校に来たら危害を加えると脅す。</b>   |
|                                    | <b>名誉毀損、侮辱</b><br>(刑法第230条、第231条) | 第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。<br>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。  |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p><b>事例⑥</b>：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>  |
| ⑦パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。   | 脅迫<br>(刑法第222条)                                    | <p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p><b>事例⑦</b>：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>   |
|   | 名誉毀損、侮辱<br>(刑法第230条、第231条)                         | <p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p><b>事例⑦</b>：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p> |
| ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。   | 児童ポルノ提供等<br>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条) | <p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)</p> <p>5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略)</p> <p>6 (略)</p> <p><b>事例⑧</b>：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</p>           |
| <p>※いじめの態様：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」をさす。</p> |  |   |

## 引用・参考文献

- ・「生徒指導提要」 文部科学省 平成 22 年 3 月
- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 文部科学省 平成 21 年 3 月
- ・「いじめに問題に関する取組事例集」「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」  
文部科学省 国立教育政策研究所 平成 19 年 2 月
- ・「生徒指導リーフ」シリーズ 文部科学省 国立教育政策研究所 平成 24 年
- ・「いじめ対応マニュアル」 福岡市教育委員会 平成 19 年 3 月
- ・「いじめ問題への初期対応と対応マニュアル」 岩手県立総合教育センター 平成 21 年 3 月
- ・「いじめ問題対策マニュアル」 群馬県教育委員会 平成 22 年 11 月
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」 沖縄県教育庁義務教育課 平成 23 年 3 月
- ・「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」 奈良県教育委員会 平成 24 年 12 月
- ・「一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして [IV]」 川崎市教育委員会 平成 24 年 2 月
- ・「問題行動等対応マニュアル」 山口県教育委員会 平成 24 年 2 月
- ・「いじめ問題対応の手引」(改訂版) 島根県教育委員会 平成 24 年 3 月
- ・「静岡県いじめ対応マニュアル」 静岡県・市町教育委員会 平成 25 年 1 月
- ・「高等学校における特別支援教育推進のための実践資料集」 和歌山県教育庁学校教育局学校指導課  
平成 23 年 3 月
- ・「いじめ問題対応マニュアル」 和歌山県教育庁学校教育局学校指導課 平成 24 年 11 月

### **いじめ問題対応ハンドブック 平成 25 年 3 月**

発行 和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

〒 640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-441-3651 FAX : 073-441-3652

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/h24/seito/ijime.htm>



植物油インキと古紙配合率70%再生紙を使用しています

